

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	44 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	29 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から同年9月までの期間及び8年3月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月から同年9月まで
② 平成8年3月から同年4月まで
③ 平成10年6月から11年4月まで
④ 平成11年10月から12年8月まで
⑤ 平成13年4月から同年6月まで

私は、海外から帰国した後の平成8年3月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際、それまで未納となっていた国民年金保険料を納付する意向を区の職員に伝え、納付書を発行してもらい、当該納付書により納付したことをはっきり記憶している。加入手続後の保険料については、加入当初は集金人に納付し、その後は納付書により、金融機関又はコンビニエンスストアで納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、海外から帰国した後の平成8年3月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金被保険者名簿から、同年同月であることが確認でき、申立人の主張する加入時期と一致する上、その時点で当該期間の保険料は現年度納付により納付することが可能であった。

また、申立人は国民年金の加入手続を行った際、区の職員に、海外に居住していた期間は国民年金に加入していないが、加入手続を行った時点で未納期間となる申立期間①の国民年金保険料を納付する意向を伝え、当該

期間の納付書を発行してもらい、その納付書により保険料を納付したことを具体的かつ鮮明に記憶しており、その主張に不自然さは認められない。

さらに、申立人は、前述のとおり、平成8年3月に国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②直後の同年5月からの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、加入手続を行ったにもかかわらず、加入当初の5か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 一方、申立期間③、④及び⑤について、申立人は国民年金保険料を金融機関又はコンビニエンスストアで納付していたと主張しているが、申立人が当時居住していた区では、コンビニエンスストアで保険料を納付することができるようになったのは平成16年以降である上、申立人は同年以降の保険料は口座振替により納付していることが確認できることから、申立内容と一致せず、保険料の納付方法が不明である。

また、申立期間③、④及び⑤は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月から同年9月までの期間及び8年3月から同年4月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月及び同年3月

私が昭和52年1月に会社を退職したことを契機に、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、私が53年3月に結婚するまで、私の母親が私の両親の分と一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が申立人の両親の分と一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、その両親の申立期間の保険料は納付済みとなっている上、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、その夫とともに国民年金制度発足時から国民年金に加入し保険料を完納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立人は、母親から昭和53年3月の結婚の翌月に当たる同年4月からは、自分で保険料を納付するよう言われたことを記憶しており、申立人が当時居住していた区の集金サイクルは2か月ごとであったことから、申立期間である2か月分の保険料を母親が納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月及び同年5月
② 平成15年9月から同年11月まで

私は、20歳になったとき、区役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。一緒に保険料を納付していた夫は、申立期間①の保険料が納付済みになっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、平成17年7月から同年9月までの3か月分の国民年金保険料を納付するために、同年10月に区役所に行った。その際、窓口の職員から納付した保険料は過去の未納期間に充当される旨の説明を受けたので、その時点で遡って納付することができる期間の3か月分の保険料を納付したはずである。充当の記録も無く、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和52年頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年3月に行われたと推認され、申立期間①の前後の期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①当時、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫は、申立期間①の保険料が納付済みとなっている。

2 一方、申立期間②について、申立人は、平成 17 年 10 月に、国民年金保険料を納付するために、区役所に行った際、保険料の充当の説明を受けたと主張しているが、当該期間当時、区役所で保険料の収納及び充当は行っていなかったことから、申立内容と一致しない。

また、申立期間②は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、オンライン記録において、当該期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から60年3月まで

私は、昭和51年1月に結婚して転居した。数箇月経過した同年3月頃に国民年金の加入手続を行ったが、どこでどのように行ったか、定かではない。

申立期間の国民年金保険料は、私が金融機関で納付書により納付したが、保険料を納付した時期や金額についての記憶は無い。

私は、申立期間のうち、昭和51年1月から60年2月までの期間が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていること、及び同年3月の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和60年3月について、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は国民年金の任意加入被保険者の被保険者資格を同年同月13日に取得していることから、同年同月同日に国民年金の加入手続を行ったと認められ、同年同月の国民年金保険料の納付書が発行されていたと考えるのが自然である。

また、オンライン記録では、申立人は昭和60年4月以降は国民年金保険料を納付していることが確認でき、同年3月に加入手続を行っておきながら同年同月の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和51年1月から60年2月までの期間について、申立人は、51年3月に国民年金の加入手続を行い、同年1月に遡って被保険者資格を取得したと主張しているが、前述のとおり、申立人は60年

3月に任意加入被保険者として国民年金の加入手続を行っていることが確認できることから、申立人の主張とは一致しない上、51年1月に厚生年金保険の被保険者である前夫と結婚していた申立人は、国民年金に加入する場合は任意加入することとなり、任意加入の場合、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、同年3月に加入手続を行い同年1月に遡って被保険者資格を取得したとする主張そのものが不合理である。

また、申立人は、昭和51年3月に国民年金の加入手続を行ったとするものの、加入手続を行った場所、年金手帳の交付及び国民年金保険料の納付時期や金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間のうち、同年1月から60年2月までの国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、当該期間は、110か月にも及び、これだけの長期間にわたる事務処理を同一の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和51年1月から60年2月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（源泉徴収票、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月及び同年2月

私は、私の両親に20歳からは国民年金に加入して国民年金保険料を納付するように勧められたため、町役場で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の保険料については、町役場で印紙を購入し国民年金手帳に貼付して納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、町役場で印紙を購入し国民年金手帳に貼付して納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた町では、当時、保険料の収納が印紙検認方式で行われていたことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、20歳到達時から国民年金に加入し、以後継続して国民年金保険料を納付していることから、それに続く2か月と短期間である申立期間の保険料についても納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していたとするその兄は、国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から43年3月まで

私は、会社を退職した昭和41年の秋頃に、自宅に来た区役所職員から国民年金の加入を勧められたので、その区役所職員を通じて国民年金の加入手続を行った。

その後は、何箇月かに1回、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付し、国民年金手帳に領収印を押してもらっていたことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間について、申立人は、会社を退職した41年の秋頃に、自宅に来た区役所職員から国民年金の加入を勧められたので、その区役所職員を通じて国民年金の加入手続を行い、その後は、何箇月かに1回、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年8月に払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認され、国民年金の加入手続を行っておきながら、加入当初の保険料を一度も納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、i) 申立期間当時申立人が居住していた区では、昭和36年4月から46年3月までの間、3か月ごとに集金人による国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認できること、ii) 申立人が厚生年金保険に加入していた43年8月から同年10月までの期間を除く、申立期間直後の同年4月から46年3月までの保険料は納付済みとされていることから、申立人は、

集金人に保険料を納付していたものと推認され、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される 42 年 8 月の年度当初である同年 4 月から 43 年 3 月までの保険料を集金人に納付していたと考へても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 41 年 7 月から 42 年 3 月までの期間について、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 8 月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、自宅に来た集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 8 月の時点では、申立期間のうち、41 年 7 月から 42 年 3 月までの保険料は、過年度保険料となり、制度上、集金人に過年度保険料を納付することはできなかったことから、申立人が、当該期間の保険料を集金人に納付していたとは考へ難い。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和 41 年 7 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から60年3月まで

私は、昭和60年1月に結婚した後、時期ははっきりと憶えていないが、区役所で国民健康保険の加入手続を行ったときに、窓口の担当者から、国民年金の加入手続も一緒に行うように強く勧められたので、国民年金の加入手続を行った。その際、窓口の担当者から、国民年金保険料は2年前まで遡って納付することができると説明を受け、20歳からの保険料も納付するように強く勧められたので、後から送られてきた納付書により20歳から加入手続時までの保険料を2か月分ずつに分割して、毎月銀行で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和58年10月から60年3月までの期間について、申立人は、同年1月に結婚した後、時期ははっきりと憶えていないが、区役所で国民健康保険の加入手続を行ったときに、窓口の担当者から、国民年金の加入手続も一緒に行うように強く勧められたので、国民年金の加入手続を行い、その際、窓口の担当者から、国民年金保険料は2年前まで遡って納付することができると説明を受け、20歳からの保険料も納付するように強く勧められたので、後から送られてきた納付書により20歳から加入手続時までの保険料を2か月分ずつに分割して、毎月銀行で納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中に保険料の未納は無い上、保険料を前納している期間もあるなど保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加

入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 60 年 12 月頃であると推認され、その時点において、申立期間のうち、58 年 10 月から 60 年 3 月までの期間は、国民年金保険料を遡って納付することが可能な期間である。

さらに、申立人は、昭和 60 年 1 月の結婚後に、既に国民年金に加入していたその夫の国民年金保険料についても、20 歳まで遡って納付し、その後は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと述べているところ、i) その夫の 58 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料は過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できること、ii) その夫の同年 4 月から 60 年 3 月までの保険料は納付済みとされていること、iii) 収納日が確認できる 61 年 4 月以降の国民年金加入期間中の申立人及びその夫の保険料は、同一日に収納されていることが、オンライン記録により確認できることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、申立期間のうち、58 年 10 月から 60 年 3 月までの保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 57 年 11 月から 58 年 9 月までの期間について、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される 60 年 12 月の時点では、当該期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、その当時に、当該期間の保険料を納付することができる特例納付制度は実施されていないことから、申立人が、当該期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人が申立期間のうち、昭和 57 年 11 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月まで

私の妻は、昭和 56 年 12 月頃、兄夫婦から、「外国人でも国民年金に加入できるようになった。」と言われ、国民年金に加入するよう勧められたので、妻が区役所で夫婦二人分の加入手続を行った。

その後、妻が納付書により金融機関で毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと思う。

私たち夫婦は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間について、申立人同様当該期間の国民年金保険料が未納とされているその妻のオンライン記録によれば、その妻には同年 6 月 23 日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることから、申立人夫婦は同時に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、申立人にもその妻同様に過年度納付書が発行されたと考えても特段不合理ではない。

また、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、自身及び申立人の保険料を納付書により金融機関で納付するほか、督促のようなものがくれば必ず納付していたと述べていることに加え、その妻及び申立人は申立期間後の保険料に未納は無く、その妻の保険料の納付意識は高かったと認められることを踏まえると、その妻が、前述の過年度納付書によって、当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から 59 年 3 月までの期間について、申立人夫婦に連番で払い出された国民年金手帳記号番号の払出時期や、前述の過年度納付書の発行状況から、申立人夫婦は、61 年 6 月に国民年金の加入手続を行ったと推認され、その時点において、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人の妻が当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 12 月頃、義兄夫婦から、「外国人でも国民年金に加入できるようになった。」と言われ、国民年金に加入するよう勧められたので、私が区役所で夫婦二人分の加入手続を行った。

その後、私が納付書により金融機関で毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと思う。

私たち夫婦は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間について、オンライン記録によれば、申立人には同年 6 月 23 日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、当該期間の国民年金保険料は当該納付書で納付することが可能であった。

また、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人は、自身及びその夫の保険料を納付書により金融機関で納付するほか、督促のようなものがくれば必ず納付していたと述べていることに加え、申立人及びその夫は申立期間後の保険料に未納は無く、申立人の保険料の納付意識は高かったと認められることを踏まえると、申立人が、前述の過年度納付書によって、当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から 59 年 3 月までの期間について、申立人夫婦に連番で払い出された国民年金手帳記号番号の払出時期や、

前述の過年度納付書の発行状況から、申立人夫婦は61年6月に国民年金の加入手続を行ったと推認され、その時点において、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人が当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 昭和49年4月から50年9月まで

昭和48年11月の結婚後、時期は定かではないが、妻が、区役所支所で私の国民年金の加入手続を行い、私が20歳になった47年*月から国民年金の加入手続時までの国民年金保険料を遡って納付することができるように手続をしてくれた。

その後、自宅に納付書が届いたが、1回で納付することができる金額ではなかったため、妻が、5、6回に分割して、私が20歳になった47年*月から国民年金の加入手続時までの国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和48年11月の結婚後、時期は定かではないが、その妻が、区役所支所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が20歳になった47年*月から国民年金の加入手続時までの国民年金保険料を5、6回に分割して遡って納付してくれたはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、50年12月頃であると推認でき、この時点では、申立期間②は、保険料を遡って納付することが可能な期間である。

また、申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料は、

特例納付により納付されていることが、オンライン記録により確認できる上、同年 10 月から申立期間②直前の 49 年 3 月までの保険料は納付済みとされていることから、申立人の妻は、申立人の保険料を遡って納付しようとしていたものと推認できる。

さらに、申立人の妻が納付したとする金額は、申立期間①を除く昭和 47 年 10 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料を実際に特例納付等により納付した場合の金額とおおむね一致していることから、その妻が、申立期間②の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間①について、第 2 回特例納付によって国民年金保険料を納付することが可能な期間は、昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までであることから、申立期間①は、特例納付により保険料を納付することができない期間である上、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる 50 年 12 月頃の時点では、申立期間①は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年6月まで

私は、昭和51年頃、国民年金に任意加入する手続きを行い、その後、何度も転居しながら、国民年金保険料を納付し続けていた。54年に転居したときは、最初、申立期間の保険料の納付書が届かず、代わりに用紙が送られてきたので、その用紙で当該期間の保険料を納付した。納付後受け取った領収証書は、国民健康保険領収証書とされているものの、同領収証書に記載された、納付期間、納付金額及び納付通知書番号が、当該期間の納付期間、保険料額及び自身の国民年金手帳記号番号と一致していたので、間違いなく当該期間の保険料を納付したものだと思っていた。私は、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月に国民年金に任意加入後、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立人の所持する年金手帳から、複数回にわたる住所変更手続きを適切に行っていることが確認できるなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した際に受け取ったとする領収証書を所持しており、同領収証書は、国民健康保険領収証書と記載されているものの、同記載内容のうち、納付期間、納付金額及び納付通知書番号は、当該期間の国民年金保険料の納付期間、納付金額及び申立人の国民年金手帳記号番号と合致していることから、当該期間の国民年金保険料を納付したことにより発行された領収証書と認められることに加え、申立期間前

後の期間の保険料は納付済みとされており、保険料の納付意識の高かった申立人が、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えるも、特段不合理な点は認められない。

さらに、オンライン記録では、申立期間直後の昭和54年7月から55年3月までの国民年金保険料納付記録が、申立人の所持する上記以外の領収書により、平成19年10月に未納から納付済みに記録訂正されていることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5833

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月

私の国民年金の加入手続は、私の父親が昭和53年3月頃に区役所で行った。加入手続後の国民年金保険料については、後日届いた納付書で未納期間が無いように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月頃にその父親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、後日届いた納付書で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、同年同月に国民年金に任意加入していることが、申立人が居住していた区の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から確認でき、加入手続を行っておきながら、その月の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無く、口座振替により納付している期間もあるなど納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から同年12月までの期間及び59年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年10月から同年12月まで
② 昭和59年2月から同年3月まで

私は、隣家の方から、「主婦でも国民年金に加入することができる。」ということを知ったので、昭和50年12月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、自宅近くにあった郵便局の窓口で納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和50年12月頃に国民年金の加入手続を行い、自宅付近の郵便局の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると同年同月3日に国民年金に任意加入していることが確認できる。

また、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しているとともに、国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間①及び②は、それぞれ3か月及び2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から50年3月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで

私が20歳になった昭和47年*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

その後、私が結婚した昭和52年6月頃まで、母親が、その当時居住していた家族6人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。

昭和53年7月に、区役所で国民年金保険料の納付記録を確認した際に、未納は無いと聞いているにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳になった昭和47年*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立人が結婚した52年6月頃まで、その母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているところ、申立人が所持する同年8月に発行された「国民年金保険料納付期間変更通知書」によると、過誤納された51年7月から同年9月までの保険料が、52年7月の保険料として収納されたことが確認でき、仮にその時点で、申立期間②の保険料が未納であったとすれば、先に経過した申立期間②の保険料として充当されるべきところ、申立期間②の保険料としては充当されていないことから、その時点では、申立期間②の保険料は納付されていたものと推認できる。

2 一方、申立期間①について、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申

立期間①の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は既に他界していることから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しないこと、ii) 申立人は申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①当時に、その母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 59 年 2 月まで
② 昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職したため、昭和 52 年 7 月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していた。53 年 6 月に結婚した際には、強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続きを行い、その後、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで保険料をずっと納付しており、途中で国民年金の加入をやめた記憶は無い。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 53 年 6 月に結婚した際に、強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続きを行い、その後、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで国民年金保険料をずっと納付していたと主張しているところ、i) 申立人は、53 年 6 月に強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続きを行っていることが、申立人が所持する年金手帳により確認できること、ii) 同年同月から申立期間①直前の 58 年 3 月までの保険料は全て納付済みとされている上、54 年 4 月から 58 年 3 月までの保険料は前納されていることが申立人の特殊台帳により確認できることから、申立人が、11 か月と短期間の任意加入期間である申立期間①の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間②について、申立人は、昭和 53 年 6 月に強制加入被保険

者から任意加入被保険者への種別変更手続きを行い、61年4月に第3号被保険者となるまで国民年金の加入をやめた記憶は無いと主張しているが、申立人は、59年3月に国民年金の被保険者資格を喪失し、61年4月に被保険者資格を再取得していることが、申立人が所持する年金手帳により確認でき、オンライン記録においても、申立人が、申立期間②当時、国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間②は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料の納付金額、納付周期及び納付場所について、具体的に憶^{おぼ}えていないことから、申立期間②当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5837

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 60 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 59 年*月頃に、父親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。申立期間の国民年金保険料については、父親が、金融機関の窓口で、私及び両親の 3 人分を一緒に納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 59 年*月頃に、その父親が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その父親が、金融機関の窓口で、申立人及びその両親の 3 人分を一緒に納付していたと思うと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年 4 月頃と推認され、その時点では、申立期間は、保険料を納付することが可能な期間であった。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、自身が国民年金の被保険者資格を取得した昭和 43 年 10 月から 60 歳に到達するまでの保険料を全て納付している上、保険料を前納している期間もあることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められ、その父親が、11 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間直後の昭和 60 年 4 月以降の国民年金保険料は全て納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から43年3月まで

私たち夫婦は、昭和43年6月頃、国民年金の加入手続を行った。その後、未納とされている期間の国民年金保険料を遡って納付することができることを集金人から説明を受け、その申込みを行った。発行された納付書に従い、40年4月から43年3月までの保険料を、45年12月11日に金融機関で納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付した証拠として、領収証書を年金事務所に提出したにもかかわらず、その領収証書の記載内容が異なっていることなどを理由に、当該期間の保険料が、未納のままとされ、納付記録が訂正されないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収証書を所持しており、当該期間の保険料を納付した証拠として、同領収証書を年金事務所に提出したものの、同事務所からは、詳細は不明だが、同領収証書に異なった記載内容があることから、同領収証書は、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和43年頃に発行された納付書で、2年を経過した時効後の45年12月11日に、納付したと考えられるため、納付記録の訂正ができないと説明されたと述べている。確かに、同領収証書の納付期間は、40年4月から43年3月までとなっており、同領収証書に記載された保険料額は、その納付期間の保険料を過年度納付及び現年度納付による通常の納付方法で納付した場合の金額と一致していることから、年金事務所が説明しているように、第1回特例納付が実施される前の43年頃に発行された納付書であると

も考えられなくはない。しかし、同年に発行された納付書であったとすると、納付期間には時効により納付することができない期間が含まれており、不適切かつ不自然である。

また、同領収証書に記載された国民年金保険料額は、実際に第1回特例納付により納付する場合の保険料額には不足しているものの、申立人の主張のとおり、当該納付書が、未納とされている期間の保険料を遡って納付することができることと集金人から説明を受けたとする時期、すなわち、領収印の日付の時期である昭和45年12月頃に発行されたものであったとすると、当該時期は同制度の実施期間である上、申立期間は強制加入期間であり、制度上、特例納付の対象期間であるため、同制度により納付することが可能な期間であり、社会保険事務所（当時）は、同領収証書に記載された内容を基に、39年1月からの保険料に充当処理しているが、その処理方法に誤りが認められることなどを踏まえると、同領収証書は、第1回特例納付に係る納付書として発行されたものとするのが自然である。

ちなみに、同領収証書に記載された金額が、実際に第1回特例納付により納付した場合の国民年金保険料額には不足していることについては、その不足分の納付書が別途、申立人夫婦に対して発行されていた可能性があり、同制度実施時期の現年度保険料を適切に納付し、その当時保険料の納付意識の高かったと考えられる申立人夫婦が、その納付書を基に、不足分の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から50年9月まで

私は、昭和44年7月に転居したときに、転居先の区の区役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、私が集金人に納付していた。46年4月に結婚してからは、私の妻が自宅に来ていた集金人に私一人分の保険料を納付していたが、私の妻も国民年金に加入してからは、夫婦二人分の保険料を一緒に自宅に来ていた郵便局員に納付するようになった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、その妻が国民年金に加入してからは、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に自宅に来ていた郵便局員に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間のうち、48年7月から50年9月までの保険料を現年度納付及び過年度納付により納付することが可能であった上、当時、申立人が居住していた地域の郵便局においては、現年度及び過年度の保険料を収納しており、その郵便局員が郵便局の簡易保険料の集金の際等に、国民年金保険料を集金していたことが確認できる。
また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその妻は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年9月までの保険料が納付済みである上、申立人及びその妻が所持している申立期間直後の同年10月から52年3月までの保険料の領収書の収納日が同一であることから、当該期間について申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 44 年 7 月から 48 年 6 月までについては、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 9 月に夫婦連番で払い出されていることから、その時点で当該期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から同年 6 月までの保険料が未納となっている。

さらに、申立人が昭和 44 年 7 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から43年3月まで

私たち夫婦は、昭和43年6月頃、国民年金の加入手続を行った。その後、未納とされている期間の国民年金保険料を遡って納付することができることを集金人から説明を受け、その申込みを行った。発行された納付書に従い、40年4月から43年3月までの保険料を、45年12月11日に金融機関で納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付した証拠として、領収証書を年金事務所に提出したにもかかわらず、その領収証書の記載内容が異なっていることなどを理由に、当該期間の保険料が、未納のままとされ、納付記録が訂正されないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収証書を所持しており、当該期間の保険料を納付した証拠として、同領収証書を年金事務所に提出したものの、同事務所からは、詳細は不明だが、同領収証書に異なった記載内容があることから、同領収証書は、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和43年頃に発行された納付書で、2年を経過した時効後の45年12月11日に、納付したと考えられるため、納付記録の訂正ができないと説明されたと述べている。確かに、同領収証書の納付期間は、40年4月から43年3月までとなっており、同領収証書に記載された保険料額は、その納付期間の保険料を過年度納付及び現年度納付による通常の納付方法で納付した場合の金額と一致していることから、年金事務所が説明しているように、第1回特例納付が実施される前の43年頃に発行された納付書

であるとも考えられなくはない。しかし、同年に発行された納付書であったとすると、納付期間には時効により納付することができない期間が含まれており、不適切かつ不自然である。

また、同領収証書に記載された国民年金保険料額は、実際に第1回特例納付により納付する場合の保険料額には不足しているものの、申立人の主張のとおり、当該納付書が、未納とされている期間の保険料を遡って納付することができることと集金人から説明を受けたとする時期、すなわち、領収印の日付の時期である昭和45年12月頃に発行されたものであったとすると、当該時期は同制度の実施期間である上、申立期間は強制加入期間であり、制度上、特例納付の対象期間であるため、同制度により納付することが可能な期間であり、社会保険事務所（当時）は、同領収証書に記載された内容を基に、36年4月からの保険料に充当処理しているが、その処理方法に誤りが認められることなどを踏まえると、同領収証書は、第1回特例納付に係る納付書として発行されたものとするのが自然である。

ちなみに、同領収証書に記載された金額が、実際に第1回特例納付により納付した場合の国民年金保険料額には不足していることについては、その不足分の納付書が別途、申立人夫婦に対して発行されていた可能性があり、同制度実施時期の現年度保険料を適切に納付し、その当時保険料の納付意識の高かったと考えられる申立人夫婦が、その納付書を基に、不足分の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年6月1日から9年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を7年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年6月から8年9月までは14万2,000円、同年10月から9年3月までは15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和63年3月16日から平成2年3月16日まで
② 平成3年2月1日から4年2月11日まで
③ 平成7年4月頃から9年4月1日まで

私は、申立期間①において、C社にパート従業員として入社し、K職として勤務していた。

また、申立期間②については、平成3年2月1日頃にD社に入社し、同社が経営していたE社F支店のマネージャーとして6年4月10日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間③については、平成7年4月頃にA社に登録し、G社H支店に派遣されL業務を2か月から3か月ほどしていた。その後、派遣先がI社に変更となり、しばらくの間、G社H支店内で立ち上げ業務をし、派遣先のI社J事業所で10年9月14日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間③が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人が平成7年6月1日から10年9月14日ま

で、A社において雇用保険に加入していることが確認できる。

また、当該期間においてA社の派遣元責任者であった者は、「派遣社員についてもフルタイム勤務であった場合は、厚生年金保険に加入させていた。」と述べている上、同社において内勤勤務であった者も、「入社の際、雇用形態にかかわらずフルタイム勤務の場合は厚生年金保険に加入する旨の説明を受けた。」と供述している。

さらに、申立人は、「私はフルタイム勤務であった。また、派遣先のI社J事業所にはフルタイム勤務の者しかいなかった。」と述べているところ、申立人と当該期間において共にA社の派遣先であったI社J事業所で勤務したとする同僚は、「同社J事業所に勤務した全員がフルタイム勤務であった。」と述べていることから、申立人は、当該期間のうち、平成7年6月1日から9年4月1日までの期間において、フルタイム勤務であったことが認められる。

加えて、上記の同僚は、「私に平成7年9月から厚生年金保険被保険者記録があることからすれば、申立人に記録が無いのはおかしい。」と証言しているところ、当該同僚は、A社において平成7年9月1日に被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、平成7年6月1日から9年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚のA社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、平成7年6月から8年9月までは14万2,000円、同年10月から9年3月までは15万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、平成9年4月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る7年6月から9年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成7年4月頃から同年6月1日までの期間については、上述のとおり、雇用保険の加入記録が確認できず、複数の同僚に照会したものの、申立人の具体的な勤務期間及び勤務時間についての証言は得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認で

きず、このほかこれを確認できる資料も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、同僚の証言から、当該期間のうち、平成元年1月以降の期間において、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、平成2年4月にC社K支店にチーフとして勤務していた同僚は、雇用形態がパートでも個人の希望によって厚生年金保険に加入していたと述べている上、申立人と同様にC社にパート従業員として勤務していた同僚は、昭和61年12月に入社し、しばらくして厚生年金保険に加入したと述べているところ、オンライン記録によると、当該同僚は63年3月21日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、当時、申立人と同様にパート従業員としてC社に入社した同僚2名は、厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日とが一致していることから、同社における厚生年金保険と雇用保険の取扱いは一体であったことがうかがえるところ、申立人の同社における厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日は一致している。

さらに、C社が保管している被保険者台帳に記載されている、申立人の厚生年金保険の資格取得日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、同僚照会においても申立人の当該期間における保険料控除について確認することができない上、申立人も当該期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人のD社における当時の業務内容等の詳細な記憶及び同僚の文書回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、当該期間においてD社が経営していたE社F支店に勤務していた同僚並びに申立人と同じ職種の前任者及び後任者の名前を記憶していない上、D社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会を行ったものの、E社F支店で勤務したとする者はいないことから、当該期間における申立人の雇用形態及び保険料控除に関する証言は得られなかった。

また、D社が保管している健康保険台帳に記載されている申立人の厚生年金保険の資格取得日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、D社は、健康保険台帳に記載されている資格取得日より前は、給与から厚生年金保険料を控除しているとは思われないと回答している。

加えて、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年9月1日から同年12月18日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年9月1日に、同資格の喪失日に係る記録を同年12月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,900円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年4月24日から同年12月18日まで
年金事務所の記録によると、A社所有の船舶Cに乗っていた申立期間の加入記録が無い。船舶Cには、二度乗船し、私が所有する船員手帳にも乗船した記録がある。

二度目に船舶Cに乗っていた期間は船員保険の被保険者期間となっているのに、申立期間の船員保険被保険者記録が無いのはおかしい。

申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和23年9月1日から同年12月17日までの期間について、申立人が所持する船員手帳により、申立人は当該期間において、A社所有の船舶Cに甲板員として乗船勤務していたことが認められる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿により、申立人が一緒に乗船したとして名前を挙げた船舶Cの同僚のほとんどは、同社が船員保険の適用事業所となった日と同日の昭和23年9月1日に同社の船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間の7か月後に、申立人が再度船舶Cに乗った期間において、申立人はA社の船員保険被保険者となっているところ、申立人が所

持する船員手帳により、申立人は当該期間においても甲板員であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 23 年 9 月 1 日から同年 12 月 18 日までの期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚の A 社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、3,900 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付する義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 23 年 9 月から同年 11 月までの船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 4 月 24 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人が所持する船員手帳により、申立人が A 社所有の船舶 C に乗船勤務していたことが認められるものの、上述のとおり、同社が船員保険の適用事業所となったのは、同年 9 月 1 日であり、当該期間は、適用事業所となっていない。

また、上記同僚はいずれも昭和 23 年 9 月 1 日より前に A 社船舶 C に係る船員保険被保険者であったことを確認できない上、上記同僚はいずれも既に死亡していることから、申立人の当該期間における船員保険料控除について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年9月1日までの期間について、申立人のA社（合併後B社。後にC社）D支店（後にD出張所）における資格取得日は19年10月1日、資格喪失日は20年9月1日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、90円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和27年9月1日から28年7月1日までの期間について、事業主は、申立人が27年9月1日に資格を取得し、28年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係るC社E出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和31年6月1日から同年6月23日までの期間について、申立人のC社F出張所における資格取得日は同年6月1日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和41年10月1日から同年11月30日までの期間について、申立人のC社における資格取得日は同年10月1日、資格喪失日は同年11月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から22年12月1日まで
② 昭和27年9月1日から28年7月1日まで
③ 昭和31年6月1日から同年6月23日まで
④ 昭和41年10月1日から同年11月30日まで

父は、Gのグループ会社に、昭和5年から48年まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の二女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、H社が保管していた申立人の従業員台帳の写しから、申立人がGのグループ会社に昭和5年1月4日から48年9月30日までの期間において、継続して勤務していたことが確認できるとともに、I局から提出された申立人のJに係る履歴書から19年3月15日にJに召集され、20年9月1日に召集解除となっていることが確認できる。

一方、A社D支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険の資格取得日が昭和18年6月1日、資格喪失日が19年3月15日と記録されているところ、当時の厚生年金保険法第59条の2では、同年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、当該期間については、たとえ、被保険者としての届出は行われておらず、現在の同法第75条本文の規定により、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、厚生年金保険料が全額免除されていた事情を考慮すると、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社D支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和19年10月1日、資格喪失日を上記履歴書の召集解除である20年9月1日とすることが必要である。

なお、申立期間①のうち、昭和19年10月から20年8月までの標準報酬月額については、上記被保険者名簿に係る申立人の記録から、90円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記の従業員台帳から、申立人が当該期間において継続して勤務していたことが認められる。

また、C社E出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同一生年月日の厚生年金保険被保険者記録（昭和27年9月1日資格取得、28年7月1日資格喪失）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は、申立人の記録であり、C社E出張所は、申立人が昭和27年9月1日に資格を取得し、28年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額は、上記被保険者名簿から8,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、上記の従業員台帳から、申立人が当該期間において継続して勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金保険の記録によると、申立人は昭和31年6月1日にC社D出張所において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年6月23日に同社F出張所において同資格を取得しているところ、上記の従業員台帳に「昭和31年6月1日 F出張所長」と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人のC社F出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和31年6月1日にすることが必要である。

申立期間④において、上記の従業員台帳から、申立人が当該期間において継続して勤務していたことが認められる。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日の日付は違うものの、申立人と同姓同名で同一基礎年金番号の厚生年金保険被保険者記録（昭和41年10月1日に資格取得、42年11月1日に資格喪失）が確認できる。

一方、申立人は、昭和41年11月30日に別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者記録は、申立人の記録であり、申立人のC社における資格取得日は昭和41年10月1日、資格喪失日は同年11月30日であると認められる。

なお、申立期間④の標準報酬月額は、上記被保険者名簿から6万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和20年9月1日から22年12月1日までの期間について、従業員台帳から申立人が継続して勤務していたことは認められる。

しかし、当該台帳にL部M支店（会社名は未記載）と記載されていることから、当該期間のK社M支店（名称変更後は、C社M出張所）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を縦覧調査したが、同被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、当該期間におけるA社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名は無い。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出表から申立人の年金記号番号が、昭和22年1月16日にB社D支店で払い出されていることが確認できるところ、申立人が、同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年12月1日に資格取得していることが確認できる。

さらに、申立人の二女は、当該期間に係る給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和23年4月30日から25年10月1日までの期間について、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年10月1日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額を1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年9月頃から21年7月1日まで
② 昭和23年4月30日から25年10月1日まで
③ 昭和59年10月1日から60年10月1日まで

申立期間①及び②は、昭和20年9月頃から25年9月末まで、ずっと同じ事業所に勤務していた。戦後の混乱期のためか、毎年のように事業所の名称が変わった。20年9月にはC地に事務所があり、その後、D地に移り、以後、25年9月末に辞めるまでずっと同じ場所に勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③は、昭和59年10月から60年9月までの12か月の標準報酬月額が、その前後の期間より低くなっている。当時、E社は、黒字経営だったので、給与が減額されることは無いはずであるので、調査の上、申立期間③の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録では、申立人は、A社B支店において昭和23年4月30日に厚生年金保険の資格を喪失している。

しかし、申立人の所持する昭和23年10月30日にA社B支店F事務所が発行した身分証明書及び25年7月27日発行の3か月の通勤定期券から、申立人は、当該期間に同社B支店F事務所に継続して勤務していたことが認められる。

また、書換え前と考えられるA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「書換え前名簿」という。）には、申立人の資格喪失日の記載は無い上、申立人を含む多数の被保険者の資格喪失日欄に標準報酬月額の変更記録が記載されており、このうち、オンライン記録で被保険者記録が確認できる一人は、書換え前名簿の資格喪失日欄に記載されている資格喪失日とオンライン記録上の資格喪失日が異なっているなど、書換え前名簿における資格喪失日の記載は不自然である。

さらに、書換え前名簿において、資格喪失日の記載の無い被保険者が申立人を含め20名確認できるが、書換え後と考えられるA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名が確認できる者は16名であり、申立人を含めた4名については氏名の記載が無いことを勘案すると、書換え前名簿が適切に作成、管理されたものとは考え難い。

加えて、書換え前名簿により、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚は、当該期間において厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和25年10月1日であったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人は、事務所所在地、移転先及び同僚の名前を具体的に述べていることから、申立人がA社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人は、当時の事業主の名前を覚えていない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人が名前を挙げた同僚の連絡先も不明なため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者証を渡された記憶が無い上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、昭和21年10月30日にA社B支店において払い出されたことが確認でき、当該期間に被保険者となるためには、別の手帳記号番号が必要であるが、申立人に係る別の手帳記号番号は見当たらない。

さらに、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、E社に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録が、その前後の期間より低くなっているが、「当時、E社は、黒字経営であり、給与が減額されることはなかったため、標準報酬月額が下がることは無い。」と申し立てている。

しかしながら、G社（E社の合併会社）から提出のあった申立人に関する給与支給明細書から、当該期間に給与から控除されていた厚生年金保険料額は、標準報酬月額（13万4,000円）に相当する保険料額（6,231円）であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人に関する昭和59年10月から60年9月までの標準報酬月額は13万4,000円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について事業主から提出のあった給与支給明細書以外に確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成7年1月から同年9月までは41万円、同年10月から8年12月までは32万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から9年1月1日まで

私は、A社に昭和61年4月から平成8年12月31日まで勤務していた。4年5月頃から新たな取引先となったB社からの受注で、C社関連のD業務を行っていた。厚生年金保険の記録では、7年1月から退職するまでの標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時、私の給料は40万円から50万円ぐらいであったので、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、申立期間のうち、平成7年1月から同年9月までは41万円、同年10月から同年12月までは32万円と記録されていたところ、8年1月24日付けで、遡って9万8,000円に引き下げられ、その後、同年10月1日の定時決定を、申立人のA社における資格喪失日である9年1月1日より後の同年1月20日に9万8,000円として処理している上、同社における唯一の同僚についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

また、申立人及び上記同僚は、給与は年俸制であったため、一定であったと記憶しており、給与明細書は所持していないが保険料控除額も変わらなかったと思うと供述している。

さらに、申立人は、申立期間当時、給与の一部が支給されなかった上、平成8年10月頃に事業主から会社に出資をしてほしいと言われたことに

より退職を決意したと述べており、上記同僚も同様の証言をしている。

加えて、申立人は、申立期間当時、事業主から厚生年金保険をやめようと思うと言われた記憶があると述べており、これらのことから、A社は申立期間において厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の設立時から取締役であったことが確認できるが、申立人は、会社の経営や社会保険手続に関わったことは無いと供述しており、上記同僚からも同様の供述が得られたことから、申立人が当該処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成8年1月24日付けで行われた遡及訂正処理及び9年1月20日付けで行われた定時決定は事実上即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録であるとは認められない。

このため、当該処理の結果として記録されている申立期間の標準報酬月額は、平成7年1月から同年9月までは41万円、同年10月から8年12月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、平成7年10月から8年12月までの標準報酬月額について、申立人は、A社に勤務していた期間については、「給与額は一定であり、下がったことは無かった。」と述べているが、7年10月1日の定時決定によって、申立人の標準報酬月額は、それ以前の41万円から32万円に減額になっているところ、当該定時決定は、遡及した訂正等の不合理な処理の形跡は無く、このほか、当該期間においてもそれ以前と同額の給与であったこと、及び当該額に見合う保険料の控除をされていたことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成7年10月1日から9年1月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年6月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年6月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年4月21日から20年9月1日まで
② 平成18年12月6日
③ 平成19年12月7日

私は、平成18年4月21日にA社へ入社し、22年7月20日まで勤務していたが、申立期間①の標準報酬月額、申立期間②及び③の標準賞与額が実際の給与等の支給額より低く記録されている。給与明細書及び賞与支払明細書を提出するので、申立期間①から③までの標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までに係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①のうち、平成18年4月21日から20年6月1

日までの期間、申立期間②及び③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち、同年6月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、申立期間①のうち、平成20年6月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、9万8,000円と記録されている。しかし、申立人が所持する給与明細書及びA社が年金事務所に提出した賃金台帳によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年6月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成18年4月21日から20年6月1日までの期間、申立期間②及び③について、当該期間の標準報酬月額（標準賞与額）については、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与総支給額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記の給与明細書、申立人が所持する賞与支払明細書及び上記の賃金台帳に記載されている支給額はオンライン記録における標準報酬月額及び標準賞与額より高額であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額と一致していることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年6月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年6月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月21日から20年9月1日まで
申立期間について、私は、平成18年12月21日にA社へ入社し、22年7月20日まで勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されている。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成18年12月21日から20年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間のうち、同年6月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険

料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成 20 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、9 万 8,000 円と記録されている。しかし、申立人が所持する給与明細書及び A 社が年金事務所に提出した賃金台帳によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 28 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 20 年 6 月から同年 8 月までは 28 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 12 月 21 日から 20 年 6 月 1 日までの期間について、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記の給料明細書及び上記の賃金台帳に記載されている支給額はオンライン記録における標準報酬月額より高額であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年6月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる19年8月は標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年6月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成20年7月10日に係る標準賞与額26万7,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を26万7,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月12日から20年9月1日まで
② 平成19年12月7日
③ 平成20年7月10日

私は、平成19年7月12日にA社へ入社し、22年7月20日まで勤務していたが、申立期間①の標準報酬月額、申立期間②及び③の標準賞与額が実際の給与等の支給額より低く記録されている。給与明細書及び賞与支払明細書を提出するので、申立期間①から③までの標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までに係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間

において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①のうち、平成 19 年 7 月 12 日から 20 年 6 月 1 日までの期間及び申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち、同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び申立期間③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、申立期間①のうち、平成 20 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、9 万 8,000 円と記録されている。しかし、申立人が所持する給与明細書及び A 社が年金事務所に提出した賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 19 年 8 月については、標準報酬月額 26 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 20 年 6 月から同年 8 月までは 26 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間③について、申立人が所持する賞与支払明細書により、平成 20 年 7 月 10 日に係る標準賞与額（26 万 7,000 円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間における標準賞与額を 26 万 7,000 円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成 19 年 7 月 12 日から 20 年 6 月 1 日までの期間及び申立期間②について、申立人は、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与総支給額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記の給料明細書、申立人が所持する賞与支払明細書及び上記の賃金台帳に記載されている支給額はオンライン記録における標準報酬月額及び標準賞与額より高額であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額と一致していることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年1月1日から5年6月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、3年1月から同年9月までは50万円、同年10月から同年12月までは47万円、4年1月から5年5月までは50万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年7月27日から7年2月26日までの期間について、申立人のC社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年2月26日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年7月から同年9月までは30万円、同年10月から7年1月までは50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年2月21日から同年4月1日まで
② 平成3年1月1日から5年6月1日まで
③ 平成5年6月1日から同年7月27日まで
④ 平成5年7月27日から7年11月14日まで

申立期間①について、私は、A社に前職のB社から継続して勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。B社の事業主がA社を設立したことに伴い、同社に異動したものであることから、被保険者記録に欠落が無いように訂正してほしい。

申立期間②及び③について、給与は50万円ぐらい受け取っていたのに、標準報酬月額が著しく低い。給与明細書は所持していないが、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間④について、C社での資格喪失日が平成5年7月27日になっているが、同社には7年11月13日まで勤務していたので、資格喪失

日の記録を同年11月14日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年1月から同年9月までは50万円、同年10月から同年12月までは47万円、4年1月から5年5月までは50万円と記録されていたところ、当該期間のうち、3年1月から同年10月までの標準報酬月額は、4年2月6日付けで、遡って15万円に訂正され、申立人のほか14名についても、同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できる上、その後、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年11月11日）より後の同年11月29日付けで、3年11月から5年5月までの標準報酬月額が遡って8万円に訂正され、申立人のほか11名についても、同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

また、同僚の一人は、「当時、会社の経営状態が厳しく、経理担当者が社会保険事務所に呼び出されていた。」と供述していることから、当時、A社は厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、複数の同僚が、「給与や社会保険に関する判断は、社長が一人で行っていた。」と供述していることから、申立人が、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間の標準報酬月額について、かかる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年1月から同年9月までは50万円、同年10月から同年12月までは47万円、4年1月から5年5月までは50万円と訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間④のうち、平成5年7月27日から7年2月25日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は当該期間においてC社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のC社における資格喪失日は、平成5年7月27日となっているが、当該資格喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年7月27日（以下「全喪日」という。）より後の7年4月11日に行われている上、同日付けで申立人のほか6名についても申立人と同様の処理が行われており、このほかの4名については、全喪日より後に資格取得した旨の記録が遡って取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年7月27日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である7年2月26日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届出た、平成5年7月から同年9月までは30万円、同年10月から7年1月までは50万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①について、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和63年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、「会社の都合でB社の社員からA社の社員に変わったが、勤務地や仕事の内容は変わらず、継続して勤務していた。」と供述しているところ、申立人の雇用保険の記録によると、昭和63年2月20日にB社を離職、同年2月26日にA社において資格取得となっていることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、B社で資格喪失後、A社で資格取得している者が申立人以外に2名いるが、いずれもB社において昭和63年2月21日に資格喪失し、A社において同年4月1日に資格取得となっており、申立人と同様、申立期間①については厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、A社及びB社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人も、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

- 4 申立期間③について、申立人は、「当時、給料は50万円ほど受け取っていたので、標準報酬月額が30万円というのはおかしい。」と主張している。

しかし、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明である上、申立人も当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月

額について、記録管理上の不備や遑って訂正が行われた形跡は見当たらない。

- 5 申立期間④のうち、平成7年2月26日から同年11月14日までの期間について、雇用保険の記録によると、申立人のC社における離職日は同年2月25日となっている。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間においてC社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間④のうち平成7年2月26日から同年11月14日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。また、申立期間③についても、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間④のうち平成7年2月26日から同年11月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から7年9月までの期間及び8年10月から20年7月までの期間の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果6年7月から同年9月までは30万円、同年10月から7年9月までは32万円、8年10月から9年6月までは32万円、同年7月から同年9月までは36万円、同年10月から10年9月までは34万円、同年10月から12年9月までは36万円、同年10月から13年9月までは38万円、同年10月から14年9月までは41万円、同年10月から19年8月までは38万円、同年9月から20年7月までは36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の6年7月から7年9月までは22万円、8年10月から11年9月までは28万円、同年10月から14年9月までは26万円、同年10月から18年8月までは24万円、同年9月から19年8月までは20万円、同年9月から20年7月までは24万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、上記期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、〈標準報酬月額〉（別添別表1参照）に訂正することが必要である。

また、申立人の平成6年4月から同年6月までの期間及び7年10月から8年9月までの期間の標準報酬月額記録を〈標準報酬月額〉（別添別表2参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成6年4月から20年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：平成6年3月3日から20年8月1日まで

平成6年3月にA社の正社員に採用されて以来、申立期間のねんきん定期便の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額と著しく異なるので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成6年4月から20年7月までの標準報酬月額について、申立人が所持する源泉徴収票及び給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立人の標準報酬月額を、6年4月は30万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月から7年6月までは26万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは34万円、8年1月から同年4月までは32万円、同年5月から同年9月までは34万円、同年10月から9年6月までは32万円、同年7月は36万円、同年8月から同年11月までは32万円、同年12月は36万円、10年1月から12年3月までは34万円、同年4月は36万円、同年5月から15年3月までは34万円、同年4月及び同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月及び同年10月は41万円、同年11月から18年4月までは38万円、同年5月から19年2月までは36万円、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月から20年7月までは36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成6年3月については、申立人が所持する給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の申立期間のうち、平成6年4月から20年7月までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「資料を廃棄済みのため、申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の納付について不明。」と回答しているが、申立人の所持する給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事

業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表 1

期 間	標準報酬月額
平成 6 年 7 月	30 万円
平成 6 年 8 月	28 万円
平成 6 年 9 月及び同年 10 月	30 万円
平成 6 年 11 月から 7 年 6 月まで	26 万円
平成 7 年 7 月	28 万円
平成 7 年 8 月	26 万円
平成 7 年 9 月	34 万円
平成 8 年 10 月から 9 年 6 月まで	32 万円
平成 9 年 7 月	36 万円
平成 9 年 8 月から同年 11 月まで	32 万円
平成 9 年 12 月	36 万円
平成 10 年 1 月から 12 年 3 月まで	34 万円
平成 12 年 4 月	36 万円
平成 12 年 5 月から 15 年 3 月まで	34 万円
平成 15 年 4 月及び同年 5 月	38 万円
平成 15 年 6 月及び同年 7 月	41 万円
平成 15 年 8 月	38 万円
平成 15 年 9 月及び同年 10 月	41 万円
平成 15 年 11 月から 18 年 4 月まで	38 万円
平成 18 年 5 月から 19 年 2 月まで	36 万円
平成 19 年 3 月及び同年 4 月	38 万円
平成 19 年 5 月から 20 年 7 月まで	36 万円

別表 2

期 間	標準報酬月額
平成 6 年 4 月	30 万円
平成 6 年 5 月	26 万円
平成 6 年 6 月	30 万円
平成 7 年 10 月から同年 12 月まで	34 万円
平成 8 年 1 月から同年 4 月まで	32 万円
平成 8 年 5 月から同年 9 月まで	34 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年11月1日から同年12月1日までの期間について、申立人の当該期間の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15万円とされているが、資格取得時の標準報酬月額は18万円であることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における年金額の計算の基礎となる標準報酬月額に係る記録を同年11月は18万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成21年9月1日から同年12月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる同年4月から同年6月までは標準報酬月額19万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年9月から同年11月までは19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年11月1日から21年12月1日

平成20年9月からA社に勤務し、同年11月から厚生年金保険に加入したが、ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額が実際に控除されていた厚生年金保険料の標準報酬月額と違っているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年11月1日から21年12月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関

する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間は、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成 20 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は当初 15 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 1 月 25 日に 15 万円から 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15 万円）となっている。

しかし、年金事務所から提出された「年金記録に係る確認申立書に係る調査依頼の結果について」から、平成 20 年 11 月の申立人に係る資格取得時の標準報酬月額は 18 万円であることが確認できる。

また、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「後日、事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額が著しく相違していることが判明した場合は、賃金台帳、出勤簿等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」と回答している。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 20 年 11 月は 18 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成 21 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額については、18 万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成 21 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 19 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 21 年 9 月から同年 11 月までは 19 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、当該給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 20 年 11 月から 21 年 7 月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 18 年 4 月 7 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20 年 4 月 16 日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 18 年 4 月から 19 年 5 月までは 30 円、同年 6 月から 20 年 3 月までは 60 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月頃から 20 年 4 月 16 日まで

私は、14 歳だった昭和 18 年 4 月から、20 年 4 月 15 日の空襲で工場が焼けるまで、C 市にあった A 社（当初は、B 社）に D 職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社で一緒に勤務していた同僚は、当該期間に係る被保険者記録があり、年金を受給していると話していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社への入社の際の経緯や勤務内容、退職に至った事実関係の説明に具体性があること、及び申立人が記憶する同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と生年月日及び姓が同一で、名前が一字相違する者の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、資格取得日が昭和 18 年 4 月 7 日、資格喪失日が未記載の基礎年金番号に統合されていない A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿にも、当該者が同日において同社で被保険者資格を取得した旨が確認できる。

さらに、昭和 18 年 4 月 7 日に、A 社に係る被保険者資格を取得している前述の同僚は、自身と申立人とは同年齢で、同期入社である旨を供述していることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

一方、年金事務所は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、昭和 20 年 4 月 15 日の戦災により焼失しており、現存する被保険者名簿は一部である旨を回答している。

しかしながら、昭和 18 年 4 月 7 日に A 社において資格取得した上記同僚を含む複数の者について、上記の被保険者名簿には氏名の記載が無いものの、オンライン記録では、同社に係る被保険者記録が確認できる。

また、前述のとおり、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、被保険者資格の喪失日の記載が無いが、当該被保険者台帳の備考欄には、「一部照合済台帳 32.10.10 認定」及び「全期間に対応する名簿 20.4.15 (焼失)」と記載されているところ、A 社に係る申立人以外の複数の厚生年金保険被保険者台帳についても、同様の記載が確認できる上、上記被保険者名簿には、「本人申請により喪失認定する」と記載されており、それにより書き加えられたことがうかがえる喪失日が記載された厚生年金保険被保険者台帳の写しが複数添付されており、当該被保険者台帳の写しの記録は、いずれもオンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 18 年 4 月 7 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったと認められ、かつ、申立人の被保険者資格の喪失日は 20 年 4 月 16 日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人及び同僚に係る上記被保険者台帳の記録から、昭和 18 年 4 月から 19 年 5 月までは 30 円、同年 6 月から 20 年 3 月までは 60 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年2月1日から4年2月28日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成4年2月28日から6年3月7日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年3月7日であると認められることから、申立人の当該期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年2月から6年2月までの標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成6年3月7日から7年3月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の上記訂正後のA社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成6年3月から7年2月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月1日から4年2月28日まで
② 平成4年2月28日から7年3月1日まで

私は、平成2年3月から7年2月末まで、A社に在籍し、B社内で勤務していた。その間、給与額は26万円でC職をしていたが、申立期間①の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与と比べると低い額となっているので、正しい金額に訂正してほしい。

また、平成4年2月28日以降の被保険者記録が無いが、継続して勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうち平成4年2月28日から6年3月7日までの期間について、オンライン記録では、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初26万円と記録されていたところ、申立人のA社における資格喪失日である4年2月28日より後の同年3月6日付けで、遡って16万円に引き下げられている上、同日付けで5名の被保険者についても標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日は平成4年2月28日とされているが、当該喪失に係る処理は、6年3月7日付けで、遡って4年10月1日の標準報酬月額の定時決定の記録が取り消された上で行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から、当時、A社では給与の遅配や未払いがあった旨の供述がある上、申立人は、「自身の健康保険の被保険者資格が取り消されていることが判明し、社会保険事務所に問い合わせをしたところ、同社が経営難で、厚生年金保険料を滞納していると同事務所の職員から聞いた。」と述べていることから、同社は、当該期間において、厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、上記の標準報酬月額の訂正処理及び喪失処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録であるとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た26万円に、申立人のA社における資格喪失日は、当該喪失処理日である平成6年3月7日に訂正することが必要であると認められる。

また、平成4年2月から6年2月までの標準報酬月額は、上記喪失処理前の記録から、26万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成6年3月7日から7年3月1日までの期間について、申立人がA社に在籍中に派遣されていたB社の事業主は、「申立人は7年3月1日にA社からB社に転籍になった。」と述べていることから、申立人は当該期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、平成6年3月7日付けで4年2月28日に資格喪失した旨の処理がされている同僚の所持する資格喪失日より後の期間に係る給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については、上記訂正処理前の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主からの回答は無いが、当該期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や申立てどおりの被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの被保険者資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は平成6年3月から7年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年9月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月30日から同年9月30日まで

私は、昭和20年4月1日にA社に入社し、申立期間において同社のB部署で勤務していた。同年8月の玉音放送を何名かの同僚と一緒に聞いた記憶があるにもかかわらず、オンライン記録では、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年6月30日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する「社会保険の記録ノート」から、申立人は申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和20年6月30日となっているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、同社における資格喪失日の記載が無い。

また、申立人は、昭和20年4月1日から同年9月30日まで、A社に勤務していたとして、一緒に働いていた4名の同僚の氏名を挙げているが、これらの者は全員、上記被保険者名簿により、申立期間において被保険者であったことが確認できる。

さらに、「社会保険の記録ノート」には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和20年4月1日、同資格の喪失日は同年9月30日と

記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 20 年 9 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記「社会保険の記録ノート」の記載から、30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和31年2月からA社B工場に勤務していた。43年7月1日に同社C工場に転勤になったが、その時の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間の給与明細書を添付するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書、D健康保険組合の加入記録及び雇用保険の加入記録により、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人がA社B工場に所属し、昭和43年6月30日まで勤務していたが、同年7月1日に同社B工場のE部署が同社C工場に移管された際、E部署F係に異動になったと供述している上、申立人の所持する同年6月と同年7月の給与明細書に記載されている所属、従業員番号は異なっていることから、同年7月1日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録及び給与明細書から控除されている厚生年金保険料から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、事業主が資格喪失日を昭和43年6月30日と届け出たことが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 18 日から 43 年 5 月 31 日まで
② 昭和 43 年 11 月 11 日から 44 年 8 月 16 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、申立期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。しかし、私は、A社を退職後すぐに国民年金に加入しており、将来の年金受給のことを考えたら脱退手当金の手続をするはずがないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年1か月後の昭和46年9月29日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、三つの被保険者期間のうち、入退社した経緯について具体的に記憶している最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者（当時は、労働者年金保険被保険者）の資格を取得し、19 年 11 月 22 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 17 年 6 月から同年 11 月までは 20 円、同年 12 月から 18 年 11 月までは 30 円、同年 12 月から 19 年 10 月までは 40 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 5 月 15 日から 19 年 11 月 22 日まで

私は、尋常高等小学校を卒業と同時に A 社 B 工場（現在は、C 社）に入社し、2 年半ぐらい、D 職として勤務していた。書類等は無く、私の記憶だけであるが、同社 B 工場に勤務していたことは確かなので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、尋常高等小学校を卒業と同時に A 社 B 工場に、D 職として勤務していたと述べているところ、同社 B 工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名であるが、生年月日が 1 か月違いで、昭和 17 年 5 月 15 日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、19 年 11 月 22 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、C 社が保管する退職者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が 1 か月異なる者が、申立人が勤務したとする職場で退職していることが確認できる上、船員志願のため昭和 19 年 11 月 25 日付けで退職したとの記述を確認でき、退職後、船員養成所へ入所したとする申立人の主張

と符合する。

さらに、申立人がA社を退職後に乗船したE社に係る船舶所有者別被保険者名簿に記載されている申立人の生年月日は訂正されているところ、訂正前の生年月日は、上記の被保険者名簿と同日であったことが確認できるとともに、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）においても、同様の訂正が行われている。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、19 年 11 月 22 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、上記の被保険者名簿から、昭和 17 年 6 月から同年 11 月までは 20 円、同年 12 月から 18 年 11 月までは 30 円、同年 12 月から 19 年 10 月までは 40 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 17 年 5 月 15 日から同年 6 月 1 日までの期間は、労働者年金保険制度発足前の準備期間として保険料の徴収は行われていない期間であることから、当該期間については、申立人を労働者年金保険の被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月21日から同年9月1日まで
ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額及び保険料納付額は給与明細書において、給与から天引きされた厚生年金保険料の金額と異なる。調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立期間の標準報酬月額がオンライン記録と異なっていると主張しているが、オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されている。

一方、年金事務所から提出されたA社の申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び、同社保管の申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、事業主は申立人の報酬月額を94万3,368円（標準報酬月額62万円相当）として届け出たにもかかわらず、管轄社会保険事務所は、申立人の標準報酬月額を9万8,000円として決定したことが確認でき、当該事務処理は、社会保険事務所の誤りであったと認められる。

したがって、事業主が社会保険事務所に届け出た報酬月額は、申立人が主張する報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る記録を、62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 11 日から同年 11 月 30 日まで
A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額と大幅に相違している。給与明細書等の資料を提出するので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額については、当初 62 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 14 年 11 月 30 日）より後の同年 12 月 27 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録に被保険者記録のある同僚のうち、2名は、平成 14 年 12 月 13 日付けで、9 年 11 月 1 日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる上、12 名が 14 年 12 月 27 日付けで、資格取得した日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった平成 14 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、減額訂正処理前の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、A社の複数の元社員は、「A社は資金繰りに苦勞していた。」、「経営不振で、給料の遅配もあった。」と述べている。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に

ついて、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 62 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年7月1日から44年7月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が3万6,000円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月1日から45年3月1日まで

私は、大学を卒業後、昭和43年4月1日付けでA社（現在は、B社）に入社し、同社本社で研修を受けた後、同年7月1日から同社C支店に配属となったが、オンライン記録によると、同年7月から45年2月までの標準時報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されている。当時の基本給は、当該標準報酬月額よりも高く、手当も含めると申立期間の標準報酬月額はもっと高くなるはずである。給与明細書等はないが、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、申立期間の直前の昭和43年6月の記録は3万3,000円であったところ、申立人がA社C支店に転勤し、同社C支店における厚生年金保険被保険者の資格を取得した同年7月1日付けで2万6,000円に引き下げられ、44年7月の随時改定により3万円に、さらに、同年10月に3万9,000円に改定されていることが確認できる。

しかし、A社の元社員のうち、連絡先が判明した16人のうち13人は、「本社研修後、支店に配属された場合、給与が大幅に減額されることは考えられない。」と供述している上、オンライン記録において、申立人と同期入社（同職種）の19人（昭和43年7月1日における標準報酬月額は、3万3,000円から3万9,000円であることが確認できる上、当該19人のうち、申立人と同様に同年7月に同社本社から支店に配属された3人は、

直前の標準報酬月額に比べ、上回った額となっていることが確認できる。

また、上記の同期 19 人のうち 3 人は、大卒男子正社員の給与は、勤務地による違いはなかったと述べている上、A社C支店における申立人の当時の上司は、「申立人が減給処分となるような事象はなかった。」と述べている。

さらに、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、訂正時期及び訂正理由は不明であるが、申立人の昭和 43 年 7 月 1 日付けの標準報酬月額は、当初 3 万 6,000 円と記録されていたところ、訂正線が引かれ 2 万 6,000 円と訂正されていることが確認できるが、当該被保険者名簿の申立人に係る行の次行に、申立人より 5 か月後の同年 12 月にA社C支店に入社し、同社C支店に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚（昭和 24 年生 高卒女性）が記載され、当該同僚の資格取得時の標準報酬月額は、申立人の訂正後の標準報酬月額と同額の 2 万 6,000 円と記録されており、申立人の標準報酬月額に係る訂正処理が、当該同僚の標準報酬月額と間違えて記載された可能性が高いものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月 1 日から 44 年 7 月 1 日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は 3 万 6,000 円であったと認められることから、申立人の昭和 43 年 7 月から 44 年 6 月までに係る標準報酬月額の記録を 3 万 6,000 円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 44 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、上記被保険者名簿において、申立人の同年 7 月 1 日付けの標準報酬月額の改定は、随時改定により行われていることが確認できるが、同日付けで 11 人の被保険者の標準報酬月額の変更処理が行われていることが確認できる上、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡も見当たらず、社会保険事務所の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記の同期入社の人 19 人の昭和 43 年 10 月から 44 年 10 月までにおける標準報酬月額について縦覧調査を行ったところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿又は健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と改定時期や勤務地は異なるが、標準報酬月額が直前の標準報酬月額に比べ、1 等級又は 2 等級減額決定されている者が確認でき、申立人の記録のみが不自然であるとは考え難い。

申立期間のうち、昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 3 月 1 日までの期間について、上記被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡も見当たらず、社会保険事務所の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、オンライン記録から、申立人の昭和 44 年 10 月以降の標準報酬月額の推移は、上記同期入社の人 19 人と同額又は近似しており、不自然さは

うかがえない。

このほか、B社は、当該期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保管しておらず、昭和44年7月から45年2月までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和44年7月1日から45年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年 1 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の B 社（現在は、C 社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間のうち、昭和 63 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、24 万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成元年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の D 社（現在は、C 社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同年 2 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 昭和62年1月1日から同年2月1日まで
② 昭和63年5月1日から同年6月1日まで
③ 昭和63年7月1日から同年10月1日まで
④ 平成元年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和61年10月にA社に入社し、62年2月から同社の厚生年金保険の被保険者として記録されているが、所持している給与支払明細書では同年1月の保険料が控除されているので申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和62年5月にB社に入社し、63年6月から同社の厚生年金保険の被保険者として記録されているが、所持している給与支払明細書では同年5月の保険料が控除されているので申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

さらに、昭和63年7月から同年9月までの給与支払明細書において、標準報酬月額が24万円に見合う厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金事務所の記録では、22万円になっているので申立期間③の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

加えて、D社には平成元年1月31日まで勤務していたが、被保険者資格喪失日が同日となっているので、申立期間④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持するA社の給与支払明細書から、申立人が同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人の所持するB社の給与支払明細書から、申立人が同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、B社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業登記簿謄本から法人であったことが確認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和63年7月及び同年9月は24万円とすることが必要である。

一方、昭和63年8月の標準報酬月額については、上記の給与支払明細書に記載されている保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額を上回っているものの、報酬月額に相当する標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る昭和63年7月及び同年9月の厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立期間④について、申立人の所持するD社の給与支払明細書から、申立人が、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成6年4月から7年9月までは18万円、同年10月から同年12月までは19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から8年1月31日まで

A社に勤務していた期間は、同社が経営していたB事業所のC職として月平均18万円の給与を得ており、それに応じた厚生年金保険料が給与から控除されていた。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成6年4月から7年9月までは18万円、同年10月から同年12月までは19万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（8年1月31日）より後の同年2月20日付けで、遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚全員（4名）についても、申立人と同様に、標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このように遡って記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額を、当初事業主が社会保険事務所へ届け出た、平成6年4月から7年9月までは18万円、同年10月から同年12月までは19万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 51 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 50 年 1 月から同年 9 月までを 15 万円、同年 10 月から同年 12 月までを 16 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 40 年 4 月 1 日に A 社に入社し、転勤や出向はあったものの、平成 8 年 8 月 31 日に退職するまで継続して勤務していた。

昭和 48 年 1 月から B 社に出向し、51 年 1 月に A 社に戻ってきたのに、申立期間の被保険者記録が欠落しているのはおかしい。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る勤務証明書、社員名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務（昭和 51 年 1 月 1 日に B 社から A 社に異動）していたことが認められる。

また、B 社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 50 年 1 月 1 日と記載されているが、当該被保険者原票には、同年 10 月 1 日付けの標準報酬月額の定時決定の記載があり、定時決定の対象となる被保険者はその年の 8 月 1 日に被保険者である者とされていたことから、事業主が、社会保険事務所に対して、申立人が同年 1 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 51 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票に記載されている申立期間の記録から、昭和 50 年 1 月から同年 9 月までは 15 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 16 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年4月16日、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年9月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月は2万8,000円、同年9月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月16日から同年5月1日まで
② 昭和43年9月1日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和39年11月に入社し、平成元年9月に退社するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録を見ると、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する社員名簿の記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和43年4月16日に同社C支店から同社B支店、同年9月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から申立期間①は2万8,000円、申立人の同社C支店における同年10月の社会保険事務所の記録から申立期間②は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことか

ら、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年10月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年10月11日から同年11月1日まで

私は、昭和38年4月にA社（現在は、B社）に入社し、社命によりD地とE地の勤務を繰り返していたが、D地勤務となった40年10月11日から系列会社のC社に転籍した同年11月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が同じ者が、昭和40年10月11日に被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、上記被保険者名簿における厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人のA社におけるほかの被保険者期間に係る番号、C社に係る番号及び申立人の基礎年金番号と同一であることから、上記の記録は、申立人の被保険者記録と認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和40年10月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの期間、同年 7 月から 39 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 52 年 9 月までの期間のうち、60 万円までの金額を夫婦の間で按分した金額で納付可能な期間

昭和 52 年から 53 年頃まで、私の妻は、国民年金保険料が未納となっているので、このままでは老後に年金が支給されないおそれがある、と区役所から複数回連絡を受けた。私の妻は体調不安を抱えており、私も老後の収入が不安だった。納付した保険料額については、正確な記憶は無いが、60 万円ぐらいの金額だった。金額としては、なんとか払えるので、今までの未納がクリアされ、老後に年金を受給できるのならば、区役所に言われたとおり、その機会に一括納付することとした。申立期間の保険料は、私の妻が、区役所で言われた金額を、直接、区役所窓口へ現金を持参して一括納付した。

平成 20 年に私宛てに送付されたねんきん特別便を見ると、国民年金の被保険者期間 240 か月のうち、国民年金保険料納付済期間が 69 か月のみとされている。専門家に相談したところ、当時は、特例納付制度が実施されており、私のオンライン記録は、10 か月が特例納付済みとされていることを知った。保険料を特例納付した場合の 1 か月単価は 4,000 円なので、10 か月分の保険料を納付したとすると、4 万円しか特例納付していないこととなる。当時、4 万円という金額は、私の妻から相談されるほどの金額ではなかったと思う。

私は、区役所から提示を受けた 60 万円ぐらいを納付したため、その納付した金額が、いつからいつまでの国民年金保険料であるかは分からないが、区役所が世間一般的な常識に基づき、合理的な割合で夫婦に振り分けて計

算して納付させたと思う。私は、昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの期間、同年 7 月から 39 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 52 年 9 月までの期間のうち 60 万円までの金額を夫婦で按分した金額で納付可能な期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会判断の理由

申立人は、昭和 52 年から 53 年頃、その妻がこのままでは老齢年金の受給資格が得られなくなるとの連絡を区役所から受け、その際、まとめて過去の国民年金保険料の未納を納付することができることを知り、60 万円ぐらいの保険料を区役所の窓口で納付したと述べている。このことから、申立人は、当時実施されていた第 3 回特例納付制度により保険料を納付したと考えられるが、特例納付した期間及び金額について、区役所から提示を受けた期間について納付した金額が 60 万円程度であったと述べるにとどまり、特例納付した期間及び金額の詳細は不明である。

また、申立人は、申立人の国民年金保険料の納付記録が第 3 回特例納付により、10 か月分の保険料を納付したとされていることについて、10 か月を特例納付した場合に必要な保険料額は 4 万円となるが、その金額は、当時の申立人にとって、その妻から納付について相談を受けるほどの金額ではなかったとも主張している。確かに、申立人が特例納付をした時点で居住していた区に払い出された申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人は、昭和 55 年 1 月に、国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、昭和 54 年度の保険料の納付を開始するとともに、その時点で、遡って納付が可能な昭和 52 年 10 月から 54 年 3 月までの保険料を、数回に分けて過年度で納付しているほか、55 年 6 月に 36 年 12 月から 37 年 9 月までの保険料を特例納付している。しかし、当該特例納付を行った理由は、当時、同区において払い出された手帳記号番号の記録と、申立人が転入前に居住していた区に払い出された別の手帳記号番号の記録及び厚生年金保険の記録が未統合であったことから、過去の国民年金及び厚生年金保険の加入記録等が把握されていなかったため、特例納付を行う前の申立人の保険料の納付状況では、申立人が 52 年 10 月から 60 歳に到達する平成 13 年*月まで保険料を継続して納付したとしても、老齢年金の受給資格期間を得るためには保険料納付済期間が 10 か月不足すると判断され、老齢年金の受給資格を得ることを目的として、10 か月を特例納付したものであると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や周辺事情を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの期間、55年4月から同年5月までの期間、56年2月から同年3月までの期間及び同年6月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年4月から43年3月まで
② 昭和55年4月から同年5月まで
③ 昭和56年2月から同年3月まで
④ 昭和56年6月から平成元年3月まで

私は、昭和43年2月から居住した区で、国民年金の加入手続を行った。その後、私及び元妻が、自宅に来る集金人に現金を渡し、年金手帳に検認印を押してもらっていた。夫婦共不在のため集金人に国民年金保険料を納付できなかった際は、集金人が振込用紙を書いてくれたので、振込用紙を使い金融機関で保険料を納付し、後日、集金人がまとめて年金手帳に検認印を押してくれた。

元妻と離婚後は、私が集金人又は納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたが、全ての期間の保険料を納付したか定かではない。

前々妻と同居を始めてからは、前々妻が、私の国民年金保険料を納付してくれており、結婚をした頃、前々妻から私の保険料を2年分遡って納付してくれたと聞いている。

私は、どの期間のものか分からない領収証書を数枚所持していたが、社会保険庁（当時）から、最初に年金記録照会の通知が届いた際、その領収証書を返送用の青い封筒に入れ送付した。その領収証書の金額を控えておいたところ、その金額と、その後年金事務所から教えてもらった私の未納とされている期間の国民年金保険料額が一致した。

私は、申立期間②、③及び④の一部の期間の領収証書を所持していたにもかかわらず、紛失されてしまったこと、及び申立期間①、②、③及び④

の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続について、昭和 43 年 2 月から居住した区で行ったと述べていたが、その後、同年同月より前に居住していた地域ではないかと述べるなど、その主張が変遷しており、当該期間の加入手続の状況が不明である。

また、申立人が昭和 43 年 2 月から居住したとしている区の国民年金被保険者名簿には、同年 3 月に申立人に国民年金手帳が交付された記載があり、これに加え、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された強制加入被保険者の国民年金保険料の納付時期からも、申立人は、同年同月頃、国民年金の加入手続を行ったと推認される。しかし、その時点で、申立期間①の一部は時効により保険料を納付することはできず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、手帳交付時に付番された手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、納付可能であった残余の期間についても、保険料を納付する場合は遡って納付するほかないが、申立人は遡って保険料を納付したか憶^{おぼ}えていないと述べていることから、納付状況は不明である。

- 2 申立期間②、③及び④のうち昭和 56 年 6 月から当時の妻と離婚する 57 年 11 月までの期間について、申立人は、自身又はその妻が主として集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、その妻の国民年金被保険者名簿では、当該期間はその妻も保険料が未納とされている。

また、申立期間④のうち、昭和 57 年 12 月から 58 年 2 月頃までの期間については、申立人は、自身で国民年金保険料を納付していたと述べるのみで、具体的な保険料の納付状況等は不明であり、申立期間④のうち、同年 3 月頃から 63 年 10 月頃までの期間については、この期間の保険料を納付したとする申立人の前々妻は、同年同月頃まで、保険料を集金人に納付していたとしているものの、申立人が当時居住した区の国民年金被保険者名簿には、56 年 10 月から保険料の納付方法を自主納付(納付書納付)に変更したことをうかがわせる記載があることから、その前々妻の主張とは一致しておらず、同様に保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、昭和 60 年 1 月にその前々妻と結婚し、入籍した頃、申立期間④のうち、同年同月以前の 2 年間について、前々妻から、申立人の国民年金保険料を 2 年分遡って納付したと聞いたとも述べている。このことに関し、前々妻に聞き取りを行ったところ、前々妻からは、申立人と結婚し、入籍した頃に申立人の保険料を遡って納付したのではなく、平成

元年 11 月に転居し、転居先の町役場で、前々妻自身の国民年金の加入手続を行った際、申立人について、保険料が未納となっている期間があり、その一部は納付することができるというところから、20 万円ぐらいを、申立人のみの保険料として遡って納付したことがあったとの証言が得られた。

しかし、申立人の主張及び前々妻の同証言については、前々妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の第 3 号被保険者該当届出の処理日から、前々妻が当該町役場で国民年金の加入手続を行ったのは、平成 2 年 1 月から同年 6 月頃であると推認されることから、国民年金保険料を遡って納付したとする時期が一致していない上、申立人及び前々妻の保険料は元年 4 月から納付済みとされているため、同年同月から前々妻の推認される加入手続時期までの保険料は遡って納付するより方法は無く、前々妻が遡って保険料を納付したとする記憶は、自身が加入手続を行った頃に遡って納付したと考えられる元年 4 月以降の二人分の保険料であったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間④は 94 か月にも及び、これだけの長期間、複数の行政機関が続けて誤ったとは考え難い。

3 申立人は、申立期間②、③及び④のうち昭和 56 年 6 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付した領収証書を所持していたが、社会保険庁に提出した結果、紛失されてしまったと述べ、当該領収証書に基づき申立人が作成したとするメモの金額と、未納とされている当該期間の保険料額が一致していることから、当該期間の保険料を納付しているはずであると主張しているが、当該メモに記載された一部の金額は、実際に納付した場合の保険料額と相違しているなど、不自然な点があり、当該メモに記載された内容をもって、申立人が所持していたとする領収証書が、当該期間についての領収証書であったと推認することは困難である。

4 上記のほか、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5843

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年4月から平成2年3月まで

私の国民年金の加入手続は、誰かははっきりしないが、恐らく母親が行ってくれた。母親が、私の学生時代の国民年金保険料を納付しに行くところを、何度か見た記憶があり、また、母親から保険料を納付していた旨を聞いていたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとするその母親も、申立人の国民年金の加入手続場所、時期、納付金額等の記憶が曖昧であり、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立人は、申立期間の始期を昭和63年4月からとしているものの、その設定の根拠も曖昧で、主張内容も明確ではない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡は無いことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から10年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から10年7月まで

息子（申立人）が20歳になる平成8年*月の2、3か月前頃から、国民年金保険料の納入通知書が自宅に送付されてきたと思う。息子の母親である私は、同年5月から同年6月頃に、区役所で息子の国民年金について相談し、保険料の免除の申請手続を行った。同年10月から同年12月頃に、免除の不承認通知が送付されたが、内容に不服であったため、区役所で再度免除の申請手続を行った。その後、申請結果の返事が届かなかったため、区役所に問い合わせをしたところ、「書類は社会保険事務所（当時）に提出してありますので、もう少し待って下さい。」との回答があった。9年5月から同年6月頃までに、平成9年度の免除の申請手続を行ったが、その後もしばらく通知書は届かず、平成10年12月頃になってようやく通知書が届いたが、それは平成8年度の通知書だと思い、年金手帳に貼付しておいた。

今回、ねんきん特別便が息子に届き、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かったが、申立期間について免除の承認又は不承認の通知書は届いておらず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、平成8年5月から同年6月頃に、区役所で申立人の国民年金保険料の免除の申請手続を行ったと主張しているが、申立人の免除の申請手続が行われた時期は、申立期間当時居住していた区の被保険者名簿及びオンライン記録から、10年9月25日であることが確認できることから、免除の申請手続の時期が申立人の主張する時期と一致しない。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、平成8年*月となっているものの、申立人の所持する年金手帳には10年9月25日交付と記載があり、申立人のオンライン記録でも申立人の基礎年金番号は、同年同月に付番されていることが確認でき、その時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であったことから、国民年金保険料の免除の申請手続を行うことができない期間である上、基礎年金番号制度が導入された9年1月以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間のうち大半の期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5845 (事案 3141 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から平成元年3月まで

私は、昭和51年頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、それまで未納となっていた国民年金保険料を20歳まで遡って数回に分けて金融機関で納付しており、加入手続後の保険料については、同市役所で納付書により納付していた。

今回、再申立てに当たり、「昭和51年頃に居住していたアパートの貸主の証言」及び「昭和62年頃に居住していたアパートの貸主の確定申告書」を新たな資料として提出するので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

なお、申立期間について、前回の申立てでは昭和54年4月から平成元年3月までとしていたが、私が国民年金の加入手続を行った時期は昭和56年頃ではなく51年頃であり、その時点で20歳まで遡って国民年金保険料を納付したので、47年*月から平成元年3月までに変更する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当初の申立てにおいて、昭和56年の暖かい時期に市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張していたが、国民年金の加入時期を特定するような明確な記憶が無いことから、加入状況が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことなどの理由から、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき22年1月14日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする。

る通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、新たに「昭和 51 年頃に居住していたアパートの貸主の証言」及び「昭和 62 年頃に居住していたアパートの貸主の確定申告書」を当委員会に提出したが、51 年頃に居住していたとするアパートの貸主からは、申立人が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたことを裏付ける具体的な証言を得ることができない上、62 年頃に居住していたとするアパートの貸主の同申告書では、申立人が同年 6 月から当該アパートに居住していたことが確認できるのみで、申立人が保険料を納付していたことを裏付ける内容は確認できないことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人に対して、平成 3 年 6 月に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別に申立期間に係る手帳記号番号が払い出されていなかったか、再度調査を行ったが、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成元年3月までの期間及び5年9月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年6月から平成元年3月まで
② 平成5年9月から6年3月まで

私は、昭和63年に会社を退職し、申立期間①の頃は留学していた。帰国後だと思いが、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間②についても、留学していたが、その期間の国民年金保険料についても、母親が納付してくれていたはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続き及び厚生年金保険からの切替手続きを行い、国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人は加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親からの証言を得られないため、申立期間①及び②の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②について、申立人のオンライン記録によると、平成5年8月の国民年金保険料は、7年9月付けで充当により納付済みとされていることが確認でき、充当処理は未納期間に対して行われることから、5年8月の後の期間である申立期間②の保険料について、納付済みであったものと推認することは難しい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、大学生だった昭和 59 年 4 月頃に、父親から国民年金に加入するように勧められたため、私が、市役所の支所で、加入手続を行った記憶がある。国民年金保険料については、父親からお金を出してもらい、私が、送られてきた納付書を使って、市役所の支所で、毎月定期的に納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 4 月頃に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び申立人自身の国民年金保険料の納付日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、63 年 12 月又は平成元年 1 月と推認され、申立内容とは一致しない。

また、申立人は、申立期間当時大学生で、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、オンライン記録同様、申立人の所持する年金手帳にも、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、昭和 62 年 7 月 1 日と記載されていることから、申立期間は国民年金の任意の未加入期間であり、63 年 12 月又は平成元年 1 月時点において、国民年金保険料を遡って納付することができない期間である上、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から加入手続を行ったと推認される時期まで、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成7年3月までの国民年金保険料については、国民年金第3号被保険者期間に重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成7年3月まで

私は、昭和51年4月頃、母親に勧められたため、郵便局の職員が自宅に集金に来たときに、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。

昭和61年4月当時、私は、国民年金第3号被保険者になったということを知らず、私自身は、国民年金保険料を納付する意思があった。いつ、どこで、どのように納付していたのか定かではないものの、継続納付を勧める内容の振込書や督促状などが送付されてきた^{おぼ}えがあり、自身で納付書を依頼したこともあったことから、その納付書に現金を添えて納付していたと思う。

私は、昭和61年4月から国民年金第3号被保険者であるにもかかわらず、国民年金保険料を納付していたので、重複して納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月当時、自身が国民年金第3号被保険者に該当したことを知らず、同年同月以降も国民年金保険料を納付していたと述べているが、オンライン記録によると、同年6月に、申立人が第3号被保険者に該当する旨の認定処理が、社会保険事務所(当時)でなされており、少なくとも同処理後は、申立期間の保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金第3号被保険者に該当した昭和61年4月以降、平成7年3月まで国民年金保険料を納付していたとするものの、保険料の納付時期、場所及び方法の記憶が定かではないとも述べており、申立期間当時

の保険料の納付状況が不明である。

さらに、上述のとおり、昭和 61 年 6 月に申立人について国民年金第 3 号被保険者の認定処理が行われ、国民年金保険料の納付義務が無くなっているにもかかわらず、保険料の継続納付を勧める内容の振込書が区の年金課から送付されてきたり、申立人自身が社会保険事務所で納付書の発行を依頼したりしたとしているほか、当初、口座振替で保険料を納付していたとしていたが、途中から納付書で保険料を納付していたことを憶えていると説明を変えるなど、申立内容に不自然さがうかがえる。

加えて、申立期間は 108 か月に及び、申立人は当該期間において、複数の市区町村に居住しており、これだけ長期にわたる事務処理を複数の自治体が続けて誤るとは考え難い。

その上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を国民年金第 3 号被保険者期間に重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から9年3月まで

私は、平成9年5月頃、国民年金に加入しようと思っていたところ、当時勤めていた会社社長の奥さんが、私の代わりに国民年金の加入手続きを行うため、当時居住していた区の区役所に行ってくれた。

その際、社長の奥さんが区役所の窓口で、「あなた（申立人）の年代の人は、国民年金への加入は強制なので、20歳まで遡って未納である国民年金保険料を納付しないと国民年金に加入できない。」と言われた旨、その奥さんから聞いた。

20歳からの未納である国民年金保険料の納付を了承した私は、平成9年5月頃、2年間分の保険料である約30万円を社長の奥さんに渡し、区役所で納付してもらい、国民年金に加入した。

その遡って納付した2年間分の国民年金保険料の領収書は、現在所持していないが、当時、社長の奥さんから、その領収書を見せてもらい、保険料を納付したことを確認した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年5月頃、国民年金の加入手続きを行ったと述べているが、オンライン記録では、申立人の基礎年金番号が付番された日は、10年3月16日となっており、申立人の所持する年金手帳にも交付年月日として同年同月同日の記載が確認でき、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続きを行ったとする平成9年5月頃、申立期間の国民年金保険料を一度だけ遡ってまとめて納付したと述べているが、申立人は、オンライン記録によると、11年2月に9年4月から11年2月ま

での保険料をまとめて納付しており、その金額は、申立人が遡ってまとめて納付したとする金額とほぼ一致している。

さらに、申立期間のうち、平成7年5月から8年1月までの国民年金保険料は、申立人に対して基礎年金番号が付番された10年3月の時点では、時効により納付することができず、当該期間の保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一区内に居住していた申立人に対して、手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張する時期及び実際に申立人へ基礎年金番号が付番された時期は平成9年1月以降の時期であり、同番号に基づき基礎年金番号に統合されない記録が生ずる可能性の低い時期となっている。

その上、申立期間の国民年金保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、そのほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 63 年 6 月まで

私は、会社を退職した後の昭和 57 年 7 月に市役所で国民年金の加入手続を行った。このとき既に年金手帳を持っていたので、新たな手帳は交付されなかった。申立期間の国民年金保険料については、市役所内にあった金融機関で納付しており、時々両親に保険料相当額を渡して一緒に納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年7月に市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、平成元年1月から同年4月までの間と推認できることから、申立人の主張する国民年金の加入時期と一致しない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、前述のとおり、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、平成元年1月から同年4月までの間と推認でき、その時点で申立期間のうち大半の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、過年度納付により申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月

私が20歳になった平成13年*月頃、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ったが、^{おぼ} 手続を行った場所は憶えていないと言っている。私はその際発行された年金手帳を現在所持している。

申立期間の国民年金保険料については、母親が送付されてきた納付書で私が20歳当時居住していた区の郵便局で納付していた。母親は保険料の月額を1万3,300円と記憶している。私は、母親が私の20歳からの保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年*月頃、その母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は当該期間当時の具体的な記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20歳になった平成13年*月からその母親が国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、オンライン記録において、申立期間直前の同年同月及び同年2月の保険料は、14年4月及び同年5月の保険料が重複納付されたため、同年6月の時点で13年1月及び同年2月の保険料に充当されており、14年6月に充当が行われるまでは、同年1月及び同年2月は未納であったと推認できることから、申立人の主張とは一致していない。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間で

あり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下である上、13年1月及び同年2月の保険料の充当処理が行われた時期は、保険料収納事務が国に一元化されるなど事務処理の電算化が一層促進された14年4月以降の時期であることを踏まえると、申立期間の記録管理に誤りがあったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 21 年 7 月から 22 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 7 月から 22 年 3 月まで

私は、平成 21 年 5 月に失業したため、区役所で、国民年金保険料の免除の申請を行った。申立期間前の保険料は全額免除が承認されているにもかかわらず、申立期間の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 21 年 5 月頃に、区役所で国民年金保険料の免除の申請手続きを行ったと主張しているが、同年同月及び同年 6 月の同手続きを行ったものの、申立期間の始期である同年 7 月からについては、同手続きの申請を行った形跡はうかがえない。

また、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、オンライン記録において、申立期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間について、免除の申請をしていたことを示す関連資料は無く、ほかに免除の申請をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年6月まで

私は、会社を退社してすぐの平成元年6月に、どこで行ったかは記憶に無いが国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、毎月金融機関で1万2,000円ぐらいを納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年6月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の納付記録から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは4年4月頃と推認され、申立内容と一致しない上、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は申立期間の当初から国民年金手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料額として1万2,000円ぐらいを納付したと主張しているところ、申立期間の実際の保険料額（平成元年6月から2年3月までが8,000円、同年4月から3年3月までが8,400円）とは乖離^{かい}している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5854

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月まで国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 60 年 3 月まで

私が結婚したとき、夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。国民年金保険料については、結婚後、夫婦共に、納付を免除されていた期間もあったかもしれないが、私が、毎月、夫の分も含めて、市内の金融機関の窓口で、又はその金融機関から集金に来ていた人に依頼して、納付していたと思う。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、毎月、市内の金融機関の窓口で、又は当該金融機関から集金に来ていた人に依頼して、納付していたと述べているが、申立人及びその夫の特殊台帳の摘要欄をみると、昭和 54 年度及び 55 年度は「集合徴収」の押印があり、申立内容と一致しない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとするその夫も、当該期間の保険料が未納又は免除となっており、保険料の納付は無く、申立人の当該期間の保険料が納付されていた事情をうかがえないこと、及び申立人と同様に昭和 60 年 4 月の保険料から納付していることを勘案すると、申立人の保険料の納付が開始されたのも同年同月分からと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月から同年8月まで

私は平成6年10月に、父親が市役所で国民年金の加入手続を行ったと聞いていた。申立期間の国民年金保険料については、納付金額及び納付時期については記憶に無いが、私か両親が市役所又は金融機関で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、自身か両親が市役所又は金融機関で納付したと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付を誰がどのように行ったか記憶が曖昧である。

また、申立期間は、平成13年6月に記録が追加されており、記録が追加されるまでは未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から12年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月から12年2月まで

私は、平成11年8月に会社を退職したので、当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続きを行い、その後、年金手帳が郵送されてきたと思う。

国民年金保険料は、冊子になっている納付書が送付されてきたので、保険料を納付できる機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年8月頃、当時居住していた区の区役所で、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、保険料を納付できる機関で納付していたと述べているが、オンライン記録では、申立人に対して同年10月25日に「第1号・第3号被保険者取得勸奨」及び13年2月20日に「未加入期間国民適用勸奨」の一覧が作成されていることから、申立人は当時、国民年金へ加入しておらず、保険料も未納であったことが推認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人には平成5年4月に、申立人の両親が居住する市において職権で払い出された国民年金手帳記号番号が確認できるものの、オンライン記録では、同年同月に不在決定が行われていることに加え、申立人が同手帳記号番号で国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、当該期間の記録管理に誤りがあったとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から 63 年 9 月までの期間及び平成 4 年 9 月から 5 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 2 月から 63 年 9 月まで
② 平成 4 年 9 月から 5 年 9 月まで

私は、国民年金の加入手続を行ったかどうかについての記憶は定かではないが、海外に居住していた申立期間①の国民年金保険料を父親が、私に代わって納付してくれた。そのことについて、時期は不明であるが、父親からひどく怒られたことを憶えている。

再び海外に居住していた申立期間②の国民年金保険料についても、父親が、私に代わって納付してくれた。

私の国民年金手帳記号番号は、平成になってから発行されたものであることを年金事務所で確認したが、私の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 62 年 2 月であることから、その当時に発行された手帳記号番号があるはずであるので、その手帳記号番号を探して、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付されていることを確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況は不明である上、申立人自身は、当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父親は、保険料の納付についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 9 月頃に払い出されていたことが確認できる上、申立人の昭和 63 年 10 月の国民年金の被保険者資

格喪失、平成4年9月の被保険者資格取得、5年10月の被保険者資格喪失の記録は、7年9月に追加されていることがオンライン記録により確認できることから、昭和62年2月の被保険者資格取得も平成7年9月に行われたものとするのが合理的であり、その時点では、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、申立人は、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期が、昭和62年2月であることから、その当時に発行された国民年金手帳記号番号があるはずであると主張しているが、i) 制度上、国民年金の被保険者資格取得時期は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及すること、ii) 申立人に別の手帳記号番号が払い出されていないか調査を行った結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、同年同月に申立人の手帳記号番号が払い出されていたと推認することはできない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から60年10月まで

私は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び申立期間当時の国民年金保険料の納付については、具体的に記憶していないが、会社を退職後、国民年金に加入し、保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時居住していた市で、国民年金に加入したと思うとしているが、その市と、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された市とは一致していないことに加え、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったとする時期、場所及び方法並びに国民年金保険料を納付したとする時期、場所、方法及び金額について記憶しておらず、ほかに、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する証言を得ることもできないため、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、今までに受け取った年金手帳は1冊のみであるとしており、その年金手帳の「国民年金の記録」の欄には、「被保険者となった日」として、申立期間の始期の日付が、「被保険者でなくなった日」として、申立期間の終期の日付が、それぞれ記入されているものの、その欄には、共に平成3年12月26日に届出をしたことを示していると考えられる「届出H3・12・26」と記入され、申立期間当時とは別の、3年6月以降に居住していた市の印が押されているため、申立人が当該期間当時居住していた市で国民年金の加入手続を行っていたとは考えにくく、申立人の主張と一致しない。

さらに、上述の届出の記入のほか、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、平成3年12月に行われたものと考えられ、その時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 6 月に会社を退職してすぐに、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その後、私が、銀行又は郵便局で納付書により 1 万円を超えたぐらいの金額の国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 6 月に会社を退職してすぐに、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61 年 6 月頃に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の国民年金保険料額と相違している上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 6 月頃の時点では、申立期間の保険料は遡って納付するしかないが、申立人は、保険料を遡って納付したことはないと述べていることから、申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年8月までの期間及び51年4月から57年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から49年8月まで
② 昭和51年4月から57年10月まで

私は、夫が昭和42年頃に会社を退職し自営業を始めた際、国民健康保険と国民年金に加入した。国民年金保険料の集金人の男性が毎月お店に来ており、主に夫が夫婦二人分の保険料を払っていた。その後、夫が会社に勤めた後は、同じ集金人に私一人分の保険料を納付していた。保険料の月額は一人当たり400円から500円ぐらいであり、その都度、細長い紙の領収書を受け取った記憶がある。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和42年頃に自営業を始めた際、国民年金に加入し、主に夫が毎月集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、細長い領収書を受け取ったと述べているが、保険料額や納付時の領収書の受領方法については申立人の姉に聞いたとしている上、保険料の月額や領収書の形式が一致する期間は、46年4月以降、転居するまでの短期間で、かつ申立人の夫が自営業を営んでいたと考えられる時期とは異なっており、申立人の主張する方法で、申立人夫婦の保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立期間は合計240か月に及び、申立人は申立期間中に複数回転居していたと述べており、これだけの長期間にわたり、複数の行政機関が事務処理を誤るとは考えにくい。

さらに、申立人には申立期間に、現在基礎年金番号に統合されている国民年金手帳記号番号のほかに、二つの手帳記号番号が払い出されているが、そ

のいずれの手帳記号番号についても、保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から45年8月まで

私は、昭和42年頃に会社を退職し自営業を始めた際、国民健康保険と国民年金に加入した。国民年金保険料の集金人の男性が毎月お店に来ており、主に私が夫婦二人分の保険料を払っていた。保険料の月額は一人当たり400円から500円ぐらいであり、その都度、細長い紙の領収書を受け取った記憶がある。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、その夫が、昭和42年頃に会社を退職して自営業を始めた際、国民年金に加入したと述べているが、同年頃に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、45年1月になって、申立人夫婦に対し、職権により手帳記号番号が払い出されていることからすると、申立期間当時は国民年金の未加入期間であったことから、集金人に国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の妻は、主に申立人が毎月集金人に国民年金保険料を納付し、細長い領収書を受け取ったと述べているが、申立期間当時の保険料の納付周期は3か月ごとである上、領収書方式による納付方法は昭和46年度以降に実施されていたことから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 4 月 1 日から 24 年 2 月 1 日まで
② 昭和 24 年 3 月 20 日から同年 4 月 9 日まで

私は、A社（現在は、B社）所有の船舶Cに昭和 23 年 4 月 1 日から 24 年 1 月 17 日まで、また、同社所有の船舶Dに同年 1 月 17 日から同年 4 月 9 日まで乗船していたが、23 年 4 月 1 日から 24 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 20 日から同年 4 月 9 日までの期間の船員保険の被保険者記録が無い。E海運局F出張所が発行した船員手帳の写しを添付するので、船員保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人は昭和 23 年 4 月 1 日から 24 年 1 月 17 日までA社の船舶C、同年 1 月 17 日から同年 4 月 9 日までは同社の船舶Dに実習生として雇入れされていたことが確認できる。

しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適正等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

申立期間①について、申立人はA社の船舶Cの同僚の名前を記憶しておらず、申立人の所持する船員手帳において氏名が確認できる同船舶の船長は連絡先不明のため、申立人に係る船員保険料控除について確認することができない。

また、B社は、「当時の資料は保管されていないため不明。」と回答していることから、A社の船舶Cに係る船員保険被保険者名簿において被保

険者であることが確認できる者5名に文書照会を行ったが、このうち1名は申立人が実習生であったことは記憶していたものの、申立人に係る船員保険料控除をうかがえる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、当時、G校（現在は、H校）の学生であったと述べていることから、H校に当時の実習生に対する船員保険の取扱いについて照会したところ、同校は「当時の資料は無いが、申立期間当時を知る関係者の話では、学校が学生を船員保険に加入させていたことは無いとのことであった。また、学生が実習のため乗船した船舶の所有者が、学生を船員保険に加入させることはあり得るが、全ての学生が加入したわけではないとのことであった。」と回答している。

申立期間②について、申立人はA社の船舶Dの同僚の名前を記憶しておらず、申立人の所持する船員手帳に記載された同船舶の船長も連絡先不明のため、申立人の当該期間における船員保険料控除について確認することができない。

また、B社は「当時の資料は保管されていないため、不明。」と回答している上、A社の船舶Dに係る船員保険被保険者名簿において、当該期間前後に被保険者記録が確認できる者は、いずれも連絡先不明のため、供述を得ることができない。

このほか、申立人は申立期間①及び②における船員保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月中旬頃から 46 年 3 月中旬頃まで
私は、昭和 45 年 3 月中旬頃から 46 年 3 月中旬頃まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同社に入社して間もなく業務中に事故に遭い、45 年 3 月 25 日から同年 10 月 5 日まで入院した。その時の病院の診断書を所持しており、勤務していたことに間違いは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務地や仕事内容についての記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同じ B 職であった複数の同僚は、「A 社に入社した時期と、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期が相違しており、入社しても厚生年金保険に加入していない期間が 3 か月から 6 か月ぐらいあった。」と述べている。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当時の A 社では、若い独身の B 職は、出入りが激しく数箇月で退職する者が多かった。定着率が悪かったことから、正規雇用の B 職の場合でも、会社として厚生年金保険に加入させるか否か、採用者の状況によっては様子を見ていたようなところがあった。そのため、厚生年金保険に加入させる前に退職してしまう者もいた。」と述べていることから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、従業員ごとに異なる取扱いがあったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を記憶していないため、

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に在籍していた複数の同僚に照会したが、その全員が申立人のことを記憶していないため、申立人に係る厚生年金保険の保険料控除の有無を確認することができない上、当該被保険者名簿には、申立人の名前の記載が無い。

加えて、申立人は、業務中に交通事故に遭い入院した際の診断書を提出していることから、入院先の病院及び管轄労働基準監督署に、申立人に関する健康保険及び労働者災害補償保険の適用記録が保管されているか調査したが、確認できる資料等は無かった。

このほか、A社は、「申立人の人事記録及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料等は残っていない。」と回答している上、申立人の申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月1日から46年1月1日まで
② 昭和56年5月1日から同年10月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に、昭和45年10月1日から55年6月30日まで勤務したが、同社本社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、私は、C社（現在は、D社）に、昭和55年7月1日から57年1月20日まで勤務していたが、同社E支社に配属されていた申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

両社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に入社した経緯を記憶していることから、当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、「内勤職員の退職者一覧に申立人の記載が無いことから、営業職員である営業幹部候補としての入社と思われる。営業職員は、一定期間の経過後に厚生年金保険に加入させていた。」と回答している上、同社の現在の人事担当者も、「当時は、営業職員を入社後すぐに厚生年金保険には加入させず、3か月から6か月後に加入させていたと聞いている。」と供述している。

また、申立人は、昭和45年10月1日に入社後、3か月間は本社で研修を受け、その後46年1月に営業所に配属されたと供述しているところ、B社が保管している「厚生年金保険被保険者台帳」には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年1月1日と記載されており、オンライ

ン記録と一致している。

さらに、A社に、申立人と同時期に勤務していた複数の同僚は、「3か月の研修期間があった。」と供述している。

申立期間②について、申立人は、昭和 55 年 7 月 1 日にC社に入社し、57 年 1 月 20 日まで継続して勤務し、この期間に休職や途中退職したことは無いと供述している。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時勤務していたことが確認できる複数の同僚は、「同社では、定期的に査定があり、営業成績によっては、一定期間厚生年金保険に加入できなかった。」と供述し、同僚の一人は、「私も、査定により、勤務していた期間に厚生年金保険に加入していない期間が有る。」と供述している。

また、D社は、申立期間当時の記録を保管していないため、申立人の勤務形態及び給与からの保険料控除については不明と回答している上、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないため、申立人の保険料控除について聴取することができない。

さらに、申立人は申立期間①及び②について、厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書、源泉徴収票等を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 1 日から 63 年 2 月 16 日まで
私は、A社の社員として同社の子会社であるB社に出向していたが、昭和 61 年 5 月 31 日にA社を定年退職し、同年 6 月 1 日からは、B社の社員として平成 7 年 4 月 30 日の退職まで継続して勤務していた。
しかし、年金記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 61 年 6 月 1 日、再就職先のB社における同資格の取得日が 63 年 2 月 16 日となっており、同社に入社した当初の 20 か月間が被保険者となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を定年退職後、B社に再就職しており、申立期間においては同社に勤務していたと述べている。

しかしながら、C健康保険組合が提出した申立人に係る健康保険被保険者記録により、申立人は、申立期間において、同健康保険組合における健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は昭和 61 年 5 月 31 日、B社における資格取得日は 63 年 2 月 16 日となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、オンライン記録において申立人の妻の年金記録を確認したところ、申立期間の直前まで国民年金の第 3 号被保険者であったが、申立期間は国民年金の第 1 号被保険者となっており、申立期間に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、B社は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は

保管していない。」と回答しており、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月26日から同年2月1日まで
私は、昭和30年5月1日から34年1月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同年1月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになる。同年1月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、A社は昭和61年7月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、申立期間当時の資料は既に廃棄していると回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている同僚5名に照会したところ、複数の同僚は申立人を記憶しているものの、在籍期間については不明と回答している上、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除をうかがえる証言も得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月頃から同年 12 月頃まで
② 昭和 44 年 8 月頃から 47 年 9 月頃まで

私は、昭和 41 年 5 月頃から同年 12 月頃まで A 社に、44 年 8 月頃から 47 年 9 月頃まで B 社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。保険料控除を証明する給与明細書等は残っていないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間に A 社で勤務していたと述べている。

しかしながら、A 社は、「資料が残っていないため、申立人の在籍については不明。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は A 社で一緒に勤務していた同僚の氏名を覚えていないことから、当該期間当時、同社において厚生年金保険被保険者記録がある、連絡先が判明した 20 人に厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、うち 4 人は、同社には試用期間があったと回答しており、上記 4 人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社したと記憶する日の 2 か月から 5 か月後であることが確認できる。

さらに、試用期間があったとしている上記 4 人のうち 2 人は、「A 社は人の出入りが激しかったので人によって試用期間がまちまちだったのかもしれない。」「社員の出入りも激しく、上役が認めてから加入させるようなところがあったと思う。」と述べている。

加えて、雇用保険加入記録照会結果において、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号にも欠番は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当該期間にB社で勤務していたと述べている。

しかしながら、B社は当該期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、商業登記簿謄本で確認できる事業主も所在不明のため、申立人の同社に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人はB社で一緒に勤務していた同僚の名前を覚えておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、雇用保険加入記録照会結果において、申立人のB社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 40 年 12 月 21 日まで
私は、平成 12 年 2 月頃、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、当時、対処方法が分からず放置していた。今般、日本年金機構から脱退手当金についての確認のながきが届いたことを契機に、申立てを行った。会社は、結婚のために退職したが、その際、会社から脱退手当金に関する説明はなく、受給した記憶もない。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 40 年 12 月の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する 9 名の支給記録を確認したところ、7 名に脱退手当金の支給記録があり、このうち 5 名（申立人を含む。）が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 4 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 20 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社に昭和 52 年 8 月末日まで勤務していた。所持している退職月（同年 8 月分）の給料明細書から厚生年金保険料が 1 か月分控除されているにもかかわらず、資格喪失日が同年 8 月 20 日になっており、申立期間が被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の経理担当者及び複数の同僚は、「A社の給与支払方法は、20日締めで当月 25日払いであり、厚生年金保険料の控除方法は、当月控除であった。」と供述しているところ、申立人から提出された昭和 52 年 8 月分の給料明細書には、厚生年金保険料が控除された旨の記載が確認できる。

しかし、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、申立人の離職日は昭和 52 年 8 月 20 日となっている。

また、申立期間に在籍していた同僚 12 名に照会し、回答があった 9 名のうち 7 名は、「自身のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日に誤りは無い。」と述べている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考の「喪失の受付年月日」欄には、申立人の喪失を受け付けた日は昭和 52 年 8 月 27 日と記載されている上、健康保険被保険者証を返却したことを意味する

「証返納」欄の「返」の箇所に丸印が付されていることが確認でき、資格喪失日が同年8月20日とする記録に不自然なところは無い。

加えて、事業主は、申立人の退職日等が確認できる資料を保管しておらず、申立期間に在籍していた複数の同僚からは、申立人がA社に勤務していたとの供述は得られたものの、申立人が同社に昭和52年8月31日まで勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が 20 万円となっているが、平成 4 年 5 月分及び同年 6 月分の給与は、欠勤控除により報酬支払基礎日数が 20 日未満のため、同年 7 月分の給与に基づき標準報酬月額を算定すると、22 万円が正しいので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、A社に係る申立人の標準報酬月額は、申立期間前の平成 3 年 8 月の随時改定においては 24 万円、申立期間となる 4 年 10 月の定時決定においては 20 万円と記録されている。

申立人は、平成 4 年 5 月分及び同年 6 月分の給与は、欠勤控除により報酬支払基礎日数が 20 日未満のため、同年 7 月分の給与に基づき算定してほしいと主張しているが、A社が提出した申立人に係る「給与明細」により申立期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 20 万円であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、A社が加入していたB厚生年金基金及びC健康保険組合の加入記録においても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 20 万円であり、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 7 日から 49 年 5 月 16 日まで
② 昭和 49 年 5 月 21 日から同年 11 月 6 日まで
③ 昭和 50 年 8 月 1 日から同年 12 月 23 日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、B社、C社及びD社に勤務した期間については脱退手当金として支給されたことになっているが、受給した記憶が無い。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和51年5月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の直前に勤務していたA社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、同社における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間①から③までに係る申立人の被保険者記号番号が異なっている上、申立人は、「同社ではアルバイトのつもりで働いていたので、厚生年金保険の被保険者であることを知らなかった。」と供述していることを踏まえると、脱退手当金の請求に当たって同社を請求対象としなかつ

た可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6159

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月1日から38年8月1日まで
厚生年金保険の被保険者記録によると、A社に勤務した期間については脱退手当金として1万6,100円が支給されたことになっている。同社を退職後、現金書留で2,500円を受領した記憶はあるが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年10月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は当初の申立てにおいて、「脱退手当金として1万6,100円が支給されていることになっているが、私が受給した脱退手当金は2,500円であり、支給額が異なる。」と自ら申立時の書面に記載しており、申立期間に係る脱退手当金の受給を明らかに認めていたところ、その後、「当該2,500円は、脱退手当金ではないかもしれない。」として、申立内容を変更するに至ったが、申立人は、「A社を退職する際、同社の事務担当者に対して、『厚生年金保険から脱退します。』と伝えた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 7 月 21 日まで
② 昭和 45 年 9 月 12 日から 46 年 10 月 31 日まで
③ 昭和 47 年 1 月 20 日から 48 年 6 月 21 日まで

平成 22 年 7 月に年金事務所からの連絡で脱退手当金が支給されていることを知った。年金事務所に確認したところ、オンライン記録上、A 社（申立期間①）、B 社（申立期間②）及び C 社（申立期間③）に勤務した期間について脱退手当金を受給していることとなっていた。

脱退手当金を受け取った記憶も事実も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと主張している。

しかし、B 社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を見ると、昭和 49 年 7 月 8 日に申立人の記号番号の重複取消処理が記録されており、また、A 社の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても同日に氏名変更届に係る処理が記録されていることが確認できる上、これらの処理の約 2 か月後の同年 9 月 18 日に申立期間の脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて当該処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の最終事業所である C 社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 28 日から 43 年 5 月 1 日まで
② 昭和 43 年 8 月 10 日から 44 年 10 月 13 日まで
③ 昭和 45 年 4 月 20 日から 48 年 6 月 25 日まで

昭和 41 年から 48 年にかけて勤務した会社の脱退手当金を一括で受給した記録になっているが、支給されたと記録されている時期は実家に帰っており、受け取った記憶は無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所である A 社に係る事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、同社の資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 48 年 8 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 8 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 21 日まで

私は、平成 12 年 9 月に社会保険事務所（当時）で年金記録確認を行った際に、A社に係る期間の厚生年金保険の被保険者期間は脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。私は手続をした覚えが無く、脱退手当金も受け取っていないと主張したが聞き入れてもらえなかった。今回、その期間について、脱退手当金の確認はがきが届いたので申立てを行った。私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された同社における二つの事業所にわたる申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年12月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から36年9月11日まで
A社に勤務した期間が、脱退手当金が支給された期間となっているが
受給した覚えは無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の裁定請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を記すこととされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和36年10月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 8 月 26 日まで
② 昭和 35 年 8 月 29 日から 36 年 3 月 22 日まで
③ 昭和 36 年 3 月 22 日から 39 年 3 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知ったが、私は、脱退手当金を受け取っていないので申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者記号番号は、当該事業所を退職した約2年7か月後の昭和41年10月2日に重複整理の手続が行われたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年11月8日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 11 日から 38 年 6 月 1 日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年9月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで
昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 19 日まで A 社で B 職として仕事をしていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者の記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に勤務していたとして申し立てている。

しかし、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主及び担当者も連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A 社における上司や同僚等の姓しか覚えていないことから、オンライン記録で申立期間当時に、A 社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚に照会したところ、回答のあった 5 名のうち 1 名は、「申立人を知っているが、申立人の勤務していた事業所名称や申立人の厚生年金保険の加入については不明である。」と回答している上、4 名は「申立人のことを覚えていない。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記 A 社の元社員のうち 1 名は、「私が同社で勤務していた期間と厚生年金保険の加入期間は異なっている。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から40年3月1日まで
私は、A社に2回勤務した。1回目の5か月の被保険者記録はあるのに、2回目の7年近い申立期間の被保険者記録が無いのはおかしい。正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した業務に関する資料及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和26年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となったが30年7月1日に適用事業所でなくなり、その後再び41年5月1日に適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が記憶している2名の同僚については申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無く、同僚のうち1名はA社が再度厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年5月1日に、もう1名は同年6月1日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記2名の同僚は、A社が再度厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年5月1日より前から勤務していたと供述しているが、申立期間当時の厚生年金保険料の控除については分からないと述べている。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月21日から44年1月1日まで

私は、C社に船員として勤務していた期間のうち、同社からB地のA社に出向していた昭和38年8月21日から44年1月1日までが船員保険被保険者期間になっていない。

所持する船員手帳に「昭和38年8月21日A社へ移籍」と記入があるので申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する船員手帳から、申立人は申立期間に船舶Dに乗船していたことが認められ、E漁業者協会の保管する漁船名簿により、同船舶の所有者は、B地所在のA社であったことが確認できる。

一方、オンライン記録においてA社は、「B地の厚生年金保険法」が施行された昭和44年7月1日（保険料の徴収は45年1月1日）からB地の厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社を継承するF社は、「申立人の船員保険関係及び人事記録等の書類は保管されていないため、不明。」と回答しており、申立人の申立期間における船員保険料控除について確認することができない。

なお、申立期間のC社に係る船員保険被保険者名簿について、縦覧調査を行ったが、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人は申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る船員保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 17 日から 37 年 11 月 10 日まで
② 昭和 37 年 11 月 10 日から 39 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 6 月 1 日から 41 年 8 月 11 日まで

年金記録を確認したところ、A社及びB社に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が、脱退手当金を支給済みとなっていた。しかし、当時は脱退手当金という制度については知らず、手続を行った覚えも脱退手当金を受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年10月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、A社において脱退手当金の支給記録が確認できる複数の者は、事業所を通じて脱退手当金を受給したと述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月26日から33年7月31日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、A社（後に、B社）に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっているが、私は、脱退手当金の手続を行っていないし、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後2ページで、脱退手当金の受給要件を満たす女性のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失している者は8名おり、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め5名確認でき、資格喪失日から約4か月以内に支給されている上、脱退手当金の支給記録がある同僚は、会社の担当者から説明があり、会社が脱退手当金の手続を行ったとしており、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことも踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年11月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 42 年 1 月 21 日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、A社B事業所に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録となっていることを知った。私は、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年6月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 7 月 18 日まで
日本年金機構からの通知で、A事業所に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶が無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人が勤務していた事業所の全女性 61 名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 35 年 7 月の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格がある 11 名の支給記録を確認したところ、10 名に脱退手当金の支給記録があり、いずれも 6 か月以内に支給されている上、複数の同僚は、「事業主から脱退手当金の支給について説明があり、事業主が代理で手続を行った。」と供述しているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 35 年 12 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 40 年 2 月 11 日まで
年金事務所から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のはがきが届き、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知ったが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月後の昭和40年8月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 6174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 26 日から 42 年 5 月 1 日まで
私は、A事業所に昭和 38 年 10 月 26 日から 42 年 4 月 30 日まで勤務したにもかかわらず、その全ての期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主の証言から、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 30 日まで同事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、事業主は、「社会保険事務所（当時）から、A事業所は、個人事業者であり、従業員も 3、4 名と少ないので、厚生年金保険に加入する必要はない、と言われたので、同事業所を厚生年金保険の適用事業所とはせず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と述べているところ、同事業所の所在地を管轄する法務局に同事業所の商業登記の記録は確認できない上、オンライン記録において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人が記憶する A 事業所の同僚の同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 27 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 34 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 8 月 27 日から 34 年 3 月 31 日までの期間、A氏が所有する船舶Bに乗船していたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録は無いと回答された。船員手帳を提出するので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人が当該期間にA氏が所有する船舶Bに乗船していたことは認められる。

しかし、船舶Bの船員保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の取得日は昭和 33 年 9 月 1 日と記録されており、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）の資格取得日と一致している上、オンライン記録と一致している。

また、船舶Bの所有者は所在不明のため、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人が当該期間にA氏が所有する船舶Bに乗船していたことは認められる。

しかし、船舶Bの船員保険被保険者名簿において、船長を除く船員8名全員が昭和 34 年 3 月 31 日で資格喪失していることが確認できる上、船員保険被保険者台帳（旧台帳）で確認できた5名の資格喪失日と一致していることが認められる。

また、D社所有となった船舶Bに移った申立人を除く5名は、昭和 34 年 4 月 1 日付けで同社の船員保険被保険者資格を取得しているが、当該 5

名は既に死亡又は所在不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

一方、申立人の所持する船員手帳の雇止理由欄に「売船」と記録されており、雇止日の昭和 34 年 4 月 3 日は、船舶 B の売却先の D 社の船員保険被保険者記録と重複している上、同社の継承先である C 社は申立期間当時の資料も無く、関係者もいないとしており、申立人の勤務実態及び船員保険料控除については不明と回答している。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政官庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではない。

このほか、申立期間①及び②の船員保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間における船員保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月頃から26年6月1日まで
昭和24年5月頃から31年7月1日までの期間、A社（現在は、B社）にC職として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚の証言及び申立人が所持している表彰状から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に名前のある同僚11名に文書照会を行い、回答があった6名のうち2名は、「昭和26年8月頃からC職として勤務したが、27年2月1日までの6か月の期間の記録が無い。当時、会社は一人前になるまでは一定期間は厚生年金保険に加入させなかったと思う。私より学年が1年後輩の複数の同僚は昭和26年3月頃に入社しているはずだが、27年2月1日から厚生年金保険に加入している。」「26年3月末からC職として勤務したが、27年2月1日から記録が有る。11か月の期間の記録が無い。」と述べていることから、同社においては、入社から一定期間を置いて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の申立人の勤務形態及び保険料控除について確認できない。

さらに、B社は、「当社に確認できる資料が無いため返答できない。」と回答していることから、申立期間当時の申立人の勤務形態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 5 日から 43 年 6 月 1 日まで
② 昭和 43 年 6 月 1 日から 45 年 4 月 9 日まで

私は、昭和 38 年 4 月から A 社に勤務し、45 年 4 月に離職した。その際、退職金は受け取った記憶があるが、脱退手当金は受給していない。年金記録問題が報じられた頃、年金相談センターで厚生年金保険の被保険者記録が、脱退手当金として支給済みの記録となっていることを知った。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が確認できる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後に支給決定されている上、支給月数に誤りは無く、支給金額も法定支給額と一致しているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。